

平成 2 5 年 6 月 1 9 日

第 4 回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

塩 竈 市 議 会 事 務 局

第4回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

平成25年6月19日（水曜日）午前10時開会

---

出席委員（17名）

委員長	志賀勝利君	
副委員長	鎌田礼二君	
委員	浅野敏江君	小野幸男君
	嶺岸淳一君	田中徳寿君
	香取嗣雄君	阿部かほる君
	西村勝男君	菊地進君
	志子田吉晃君	伊藤栄一君
	佐藤英治君	高橋卓也君
	小野絹子君	伊勢由典君
	曾我ミヨ君	

---

欠席委員（1名）

鈴木昭一君

---

説明のため出席した職員

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市民総務部長	佐藤雄一君	健康福祉部長	神谷統君
産業環境部長	小山浩幸君	建設部長	鈴木正彦君
震災復興推進室長 兼政策調整監	伊藤喜昭君	市民総務部次長 兼総務課長	佐藤信彦君
産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤修一君	建設部次長 兼下水道課長	千葉正君
震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐藤達也君	市民総務部危機管理監 兼市民安全課長	赤間忠良君
市民総務部 政策課長	阿部徳和君	市民総務部 財政課長	荒井敏明君

産業環境部 環境課長	菊池有司君	建設部 都市計画課長	佐藤寛之君
建設部 土木課長	川名信昭君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君
市立病院事務部長	菅原靖彦君	水道部長	福田文弘君
教育委員会 教育長	高橋睦麿君	教育委員会 教育部長	桜井史裕君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	佐藤勝美君

---

#### 事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局次長 兼議事調査係長	宇和野浩志君
議事調査係 専門主査	斉藤隆君	議事調査係主査	西村光彦君

---

#### 会議に付した事件

1. 東日本大震災に係る災害廃棄物処理の委託状況について

午前10時00分 開会

○志賀委員長 ただいまから、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会を開会いたします。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は、電源を切るようお願いいたします。また、事前に委員長にお申し出いただいた方以外の撮影及び録音については許可いたしませんので、ご協力をお願いいたします。

本日の会議に欠席の通告がありましたのは、鈴木昭一委員の1名であります。

本日は湿度が高いため、暑い方は上着を脱いでいただいても結構でございます。

これより議事に入ります。

付議事件2 東日本大震災に係る災害廃棄物処理の委託状況についてを調査内容といたします。

当局より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。内形副市長。

○内形副市長 6月10日開催の第3回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会で要求のございました資料につきましては、6月17日にご配付させていただいておりますのでよろしく願いをいたします。

なお、要求のありました資料のうち、塩竈市災害連絡協議会の預金通帳の写しにつきましては、市の管理ではありませんので今回の提出資料には含まれておりませんので、ご理解くださいますようお願いを上げます。私からは以上であります。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 今、預金通帳の写しが市の持ち物でないから出ないということなんですが、我々新生クラブ、鎌田委員からの要求でありました。なぜ要求したかと申しますと、お金の流れが全然わからない。そのことを、ではその協議会等に要請してくださったのか。これは市当局の判断なのか。その辺、要請したけれども断られたのか。要請も何もしなくて市の判断で、向こうの協議会の有するものだから市は関知しないというのか。その辺の考え方だけちょっとお聞かせください。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 今、菊地委員のほうからこの資料について再度の確認ございました。我々といたしましては、委員会が要求している事項ということで協議会のほうにも確認した上で、協議会としてはまだ外部監査を含めて今精査しているというようなお話でありました。そういうようなものを踏まえて、まずは市のほうには提出できないというお話をいただいております。以上であります。

○志賀委員長 ちょっと申しおりましたが、ご発言は、お一人の持ち時間は……。 (「質問でなく、今の資料要求のやりとりなんで質問とは違うので、その質問のことです」の声あり)  
では、菊地委員。

○菊地委員 行政側から協議会のほうに要望したと。そうしたら、一応外部監査とか決算についてしているんで今のところ出せないということの答弁だったということの理解でいいわけですね。

それで、そういった外部監査関係のが済めば出せるのかどうなのか。その辺は確認なされたのかどうか。待っていれば出てくるものなのか。いや、あともう出す、向こうで提出する意思が全然ないのか。その辺の確認をちょっとさせてください。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 まず、外部監査終了し、そして各構成員のほうに事業の報告をしてから、そういったものを出していただけるかということについては我々は確認はしておりません。ただ、少なくとも向こうの所有物として出せないというようなお話をいただいておりますので、今後、今、菊地委員の発言を踏まえまして再度確認させていただきたいと思います。以上であります。(「もう一回だけ」の声あり)

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 預金通帳が出せないというのであれば、それにかわるもの。我々はお金の流れがどういうふうになっているかというのが大変興味というか、今回のこの特別委員会の結果が出るんでないかなと思っていますので、行政側は協議会のほうにちゃんとやっていると、処理していますというふうな市長答弁がずっとありました。しかしながら、その根幹となっているいろんな問題がその預金通帳にあるのではないかというふうな我々の、議員皆さん一緒だと思うんです。そういう考えがありますので、議会としてそういう主張していきたいと思っていますので。

あと、預金通帳が出せないのであれば、それにかわるものを何かないのかどうか、あと検討して資料要求なりなんなりしていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○志賀委員長 これより質疑を行います。(「議長、今の資料請求について質問いたします」の声あり) 鎌田委員。

○鎌田委員 預金通帳を請求した者として確認をしておきたいと思います。今出せないということでありましたけれども、これは今の時点で、現時点で出せない。今後状況が変われば出

せるという解釈でいきたいんですが、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 菊地委員にもご答弁申し上げましたとおり、我々としてそういったような情報なりそういったものが報告を受けたものについてはつまびらかに公表してまいりますので、そういう状況になりましたら改めて当委員会のほうにも報告させていただきたいと思えます。以上であります。（「よろしく願います」の声あり）

○志賀委員長 よろしいですか。

これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。ご発言のお一人の持ち時間は、答弁を含めておおむね30分以内とさせていただきますので、ご協力のほどお願いいたします。なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。佐藤委員。

○佐藤委員 6月10日から8日たっつきょう2回目ということで、委員長には大変ご苦労かけ、またこれが市民に、余り間隔置くと風化するのではないかという心配した意味で、委員長の早期にこの調査委員会を開いていただいたことをまず感謝申し上げたいと思えます。

それでは、時間もありますので早速質問いたします。

前回の10日のときに、総務課長だったか、みなし法人ということについてお話ありましたが、みなし法人というのは、これは今も現存するんですか。法的にあるんですか。お伺いします。

○志賀委員長 佐藤市民総務部次長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 法人格は持っていませんけれども、その約款等を作成しておれば法人と同等とみなすことができるということで一般的な解釈になっていると思えますので、そうみなしたと、塩竈市としてはそうみなして契約を行ったということです。以上でございます。

○志賀委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 今このみなし法人というのは、平成8年からもう扱わないと、廃止されたというふうになって、今民法上では、こういう団体、いわゆる任意団体、任意の組合に、これを権利能力なき社団あるいはまた人格なき社団と呼ばれまして、昭和39年の10月15日に最高裁でこういう団体について1番から5番まで言っております。いわゆる協同目的のために結成した人的結合体であると。団体としての組織を備え、そして3番目にはそこに多数決の原理が行

われ、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、その組織によって代表の方法、組合の運営、財産の管理、その他団体として主要な点が確定していれば、いわゆる当局が認めた団体というふうになると思います。ただ、「みなし」というそういう言葉はないということの前段にきっちりお話ししておきたいと思います。さらに、そこら辺は確認してください。

そこで、私は、資料ナンバーの6月10日の資料、番号のないあれです。ページは3ページです。これが規約がきちっと最低でもしなければいけない。規約があつて初めて契約が生まれるし発生するわけです。そこで、この規約が5月20日と。平成23年5月20日となっているんですけども、この規約ができたときに災害復旧連絡協議会は、これはちゃんと総会なりして合意したものかどうか、市は確認しているんですか。

○志賀委員長 どなたか。小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 平成23年3月12日付で頂戴しておりますこちらのいわゆる資料番号がない、いわゆる本編というふうに言えるかと思います。こちらの資料の2ページ、ごらんいただきますとおり、3月12日に災害復旧連絡協議会の設置ということで災害防止協力会並びに塩釜建設協議会の会長兩名でいただいております、それに基づいてのこの規約ということで理解をしておるところでございます。

○志賀委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 市は理解した、理解したと非常にわかりのいい市なんだけれども、ただやはりこの規約の3ページにおいても、規約が附則の中に何月何日に、いわゆる公布というんですか、つくられたということを書かれて、そしてやはり承認されたということが、ここにある意味では非常に重要な問題だと思っています。これが20日にできてということになっていますから、それは前段にここの云々のでなく、私言っているのは、前段にいろいろ規約の検討をされた、こうだというのはいいですけども、さっきも言ったように、いわゆる権利能力なき社団の最低限は多数決の原理で行われるというものが非常に大事なので、そこが承認され、総会など開かれないでこれがされたということ自体を認めているということ自体が私は大きな問題だなというふうに思っています。いかがですか。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 今、担当部長説明申し上げましたように、3月12日に災害復旧連絡協議会を設置したということで、それぞれその災害復旧連絡協議会を構成する塩竈市災害防止協力会、さ

らには塩釜建設協議会のそれぞれの会長の連名をもって塩竈市長宛てにこういったような文書の送付がございました。その中には、こちらの連絡組織図にも記載してありますとおり、それぞれの防止協力会あるいは建設協議会の方々、総意をもってこの災害復旧連絡協議会を設置し、そして役員を選んだということで塩竈市長に報告ありましたし、規約もそれに添付して出しておりますので、我々はこれらの一連の流れの中で確認した上で発注させていただいているところです。以上です。

○志賀委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 この件は、これ以上言っても平行線だと思っていますので。

そして、問題は、私はずっとこれ随意契約で人格のない社団と、いわゆる言われておりますので、これ市として、委託者としてやはり受託者を指導、管理、監督というか、そういう責任というものはあるんですか、ないんですか。そしてまた、協定の中にそういう項目が一つもないように見られるんですけども、そこら辺についてお伺いします。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 まず、随意契約で仕事を発注させていただいたと。ああいう緊急事態の中でまずは業務の遂行が最優先ということでやらせていただきました。一方では、それぞれ議会には資料提出のとおり、それぞれの事業あるいは箇所ごとに契約を結んでおります。それで、建設業法上では、たしか第11条だったと思いますが、甲乙、いわゆる発注者、受託者、それぞれ対等の関係にあるということでございます。我々はそういったような協議会の自主性あるいは自立性を尊重しながら契約を行っておりますので、我々仕事の履行確認、進行管理はできますけれども、内部の運用、管理まではなかなか入りづらいというところをご理解いただきたいと思います。以上であります。

○志賀委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 私は、ある文献、市としては受託者から実績とか報告されているからそれでもってよしというふうに見ていると思うんですけども、しかしその対象が、さっき何度も言っていますけれども、法人格でない団体、社団というか団体なので、そこら辺はやはり常日ごろ調査し、あるいはまた説明を聞いたり、あるいはまた現場を含めてどういう状態になっているのか、そこら辺の調査というのは必要だと思うんです。そして、市としてそういう現場を含めてどういう状況なのかのその日誌などをつくっているかどうかちょっとお伺いします。

○志賀委員長 菊池環境課長。



○菊池環境課長 前の会議でもご説明しましたがけれども、それぞれ協定書に基づく内容で業務の報告ということで、出来高の関係で単価に基づいてそういった請求等をいただいて支出しているということは申し上げました。その中でいろいろな業務の変更というか、相談というか、そういったいろいろな事業の中身によりまして業務の打ち合わせということで、必要に応じ業務打ち合わせ簿をつくっております、そのような形で日々対応しているという状況でございます。以上です。

○志賀委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 日々やっているということなので、それにしてもはちょっとあれかなと思っております。

それで、ではちょっと別に角度を変えて、資料の別冊の11の10ページに表、いわゆる表題に「災害廃棄物仮置場の管理費用に関する協定書」というのがありまして、これいいですか。別冊1です。私、言わなかった。（「11と言いましたので」の声あり）ごめんなさい。別冊1の10ページ。よろしいですか。それで、その中に「廃棄物仮置場管理費用に関する協定書」というのが記されて、この日付が、これまた手書きだということで、これまた問題あるのかなと思うんですけども、今回はその問題でなく、平成23年8月1日と、こうなっていますね。いわゆる管理費用に関する協定書です。そして、24ページ、ここに同じく「災害廃棄物仮置場管理に関する」、今度は「管理に関する協定」なんです。これが3月28日なんです。ちょっと私、これ見て、管理に対する協定が3月28日となっていますけれども、こっちのほうが本来は管理費用、いわゆる10ページの管理費用に関する協定より前にまず管理するという協定が最初で、管理費用というのは後ではないのかと思うんですけども、これは全部そうなっているんですけども、そこら辺についてお聞きします。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 ただいまのご質問、資料10ページの、こちらのほうは「管理費用に関する協定書」ということで、災害廃棄物の処理に基づきまして中倉埋立処分場の管理を始めるに際して、この災害復旧連絡協議会のほうに包括的な、こちらの資料で申し上げますと1ページのほうに「東日本大震災に係る災害廃棄物仮置場の管理等に関する協定書」ということで、まず災害廃棄物の仮置き場の包括的な協定書に基づきまして8月1日に管理費用という名目で協定書を結んでおります。この時点で「管理費用」という言葉になっていることにつきましては、この先どのくらいの処理量が出てくるかがこの時点で明確でなかったと。そういっ

た中で相手方に仕事をお願いするに際して、まずは全体の管理費として、14ページのほうにあるとおり管理費用一式として1億6,200万円という、当時このくらいのまずボリュームの中でやっていただきたいということで始めたのがこの「管理費用に関する協定書」の内容、そういう意味ではそういった管理費用等入れた理由でございます。

その後、この先どのくらいのボリュームが出てくるかわからない中での管理のあり方については、単価契約的な管理にしたほうがよろしいのではないかとということで、その次の15ページ、16ページの部分につきましては、17ページごらんいただきますと、この日付が平成23年8月8日となっております、管理費用の協定書が8月1日ですので、その後速やかに1週間程度の中で単価というものを決めた形での契約書のほうに変えさせていただいているということでございます。そのときから単価契約みたいな形になっておりましたので、包括的な費用を決める管理費用の協定書ということでなくて、管理に関する協定書という姿で契約させていただいているというようなことございまして、これはほかの仮置き場の協定書についても同じような形で扱っているものでございます。以上です。

○志賀委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 わかりました。

次に、5月1日の資料、5月1日、市議会全員協議会資料の新聞報道の点について、そこから質問いたしたいと思えます。

まず、6ページなんです。この見出しは、「存続手続なく規約違反状態で、市、確認せず7億円支出」ということが書かれております。ちょっと読ませていただきますけれども、塩竈市から東日本大震災瓦れき仮置き場管理業務を委託した塩竈市災害復旧連絡協議会の内部分裂問題で、役員5社でつくる執行部が協議会の継続に必要な手続をせず、昨年4月から規約違反の状態になっていたことがわかったと。市も手続の確認を怠ったまま7億円以上の委託費を支出していた。協議会の会員企業からは、市の対応を疑問視する声が出ていたということなんです。それで、私は、この件については、前回、更新規定が何もない中で更新し、かつ規約、いわゆる違反である会としての継続するための総会なくして平成24年に4月1日から契約したというふうなことは触れました。

そこで、ちょっと問題というか、当局として総会はもう終わったと思っていたと。だから契約したんだということが新聞にちらほらあちこち出ておりますけれども、では塩竈ではいつこの規約違反、いわゆる総会も開かないでやったことに対して当局はいつ知ったのか、お知

らせください。

○志賀委員長 どなたか。小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 こちら、この新聞報道等が出たあたりで私どものほうとしましてもそういった総会ということをしちっとやっていたのかどうかということにいろいろ確認をしましたところ、そういった事実がなかったんだということを知ったというような形でございます。

○志賀委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 本当に新聞報道というのが3月27日なんです、大体。そこからいろんな問題が出てきて初めて気づいたというふうになって、そういうことだと思うんです。そして、ここに⑦というふうに当局のいわゆる弁明という形で書いていますけれども、まさにこれを読むと、この時点でもまさに本当に存続していたと認識したということで、そこら辺の気づきとか、あるいはまた我々議会に対してもいかにずさんな契約をして、そしてまた全く気づかなかったというところ、やはりこの契約違反の契約というものが、私はそう呼んでいるんですけども、これは法的に全く問題ないというふうに理解しているのかどうか、改めてお聞きします。

○志賀委員長 どなたか。佐藤市民総務部次長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 その会が4月の時点でも実態として存続していたということは市当局も理解はしておりました。なおかつ、その代表者の方が今年度もそのまま仕事をやりますということで代表者の方が来ているということで、市としては存続していたというふうにその時点では理解をしてしまったといいますか、理解したということです。その後、報道によりますと、総会が開かれて、その時点ではそのことを問題にする発言等もなかったような報道でございますので、もし瑕疵があったとしても、その時点で受理されたのかなというふうに市としては理解しているということでございます。以上でございます。

○志賀委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 いわゆる、そもそもなんですけれども、これを塩竈市の契約の危機管理というものが70年の行政の中でこれほどひどいのかということ露呈してしまったのではないかなと思うんです。それは何かというと、こういう交付金という巨額の国からの援助のお金を一担当課でこれを契約し、そしていろんな書面をつくってやってきた。この担当課は、契約に、私は本当になれていないのではないかなと思うのと同時に、市としてこういう巨大な、巨額に対

しては、やはりもう市長が前面に立って契約の漏れのないようにしっかりとすべきではなかったのかなと思うんですが、市長、いかがですか。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 前回の委員会でも同様のご指摘があったかと思います。その際に、私どもといたしましては、会長名で出されました文書に基づきまして、あの中で引き続き協議会がこのような業務をやっていただくということについては、先ほど来申し上げておりますとおり、市民の方々の震災復旧、復興の支援ということについては、大変大きな力になるのだろうということで、確認業務を怠ったということについてはおわびを申し上げているはずであります。その後、先ほど総務部の次長が申しあげましたような確認をしながら、なおかつ会員の方々も引き続き仕事を受託をいただいているという現状を判断いたしまして、この会の存続ということを経営をさせていただいているということでもあります。混乱の中でそのような確認業務を怠ったということについては、改めておわびを申し上げるところであります。

○志賀委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 私も前日も、平成23年度のそういうまさに未曾有の事態で、この災害復旧連絡協議会の役割ということは、市民も我々議会もそれは大変本当にありがたく、またご苦労だと思っていることは思っています。しかし、この一定の落ちついた段階で、こういうミス、このミスは今後もまた私いろんな指摘しますけれども、一つのミスでなくいろんな問題が連動してきているように感じているんです。市長は、今も大変申しわけないと、ミスしたと。しかし、こういうミスに対して、市長はやはりこの問題を市長といういろんな知的なある方が、この問題のこういう事態における法的な問題ということは検討されているんですか。いかがですか。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 先ほど担当次長がご説明させていただきましたことについては、本市の顧問弁護士等にもこの事案についてご相談を申し上げ、先ほど申しあげましたような事由で引き続き会の存続ということで進めることについては、法的には問題ないだろうというような確認をさせていただいているということについては、過般の委員会でも委員にもご報告をさせていただいているかと思いますが、よろしくご理解申し上げます。

○志賀委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 今、市長のほうからそういうお話ありまして、私は別にこうだ、ああだという立場

にございません。ただ、やはりここに問題あったということ、解明の問題を、きょうはというか、時間もないので中途半端になりますのでここに終わります。ありがとうございました。

○志賀委員長 ほか。伊勢委員。

○伊勢委員 私のほうから、資料請求した側として東日本大震災復旧・復興調査特別委員会の資料の3のところから触れさせていただきます。

これは災害復旧連絡協議会として臨時定例会を開いたということで、八嶋さんの会長名での報告になっております。その中の議事録を、開いたのは平成25年3月22日に開催をしているというのが3ページのところに載っております、以下、あと議事録になっております。そこで、この総会は、言ってみれば前段の災害復旧連絡協議会のさまざまな不明な、あるいは偏った契約があつて、これでいいのかという流れの中で有志という形で総会等を開いたというふうに私としては受けとめております。

5ページのところから本文がありまして、この中で、一つは平成23年3月12日から6月までの関係で、塩竈市内の道路脇にある瓦れきの片づけ委託業務事務費等々、当時で言いますと6億5,000万円ほどの内訳の精算書を出していないということや、あるいは塩竈市に2,000万円の寄附したことになるけれども一切会には報告なしと。（「200万でないの」の声あり）200万円です。失礼しました。200万円です。ということで、そういった記述がございます。

この点で、下段のほうに、5ページのところで、先ほどから問題になっている復旧連絡協議会が平成23年度定例会総会を開催いまだせずと。そして、協議会等を解散しようとしているということで、こういった記述になっております。結局この方々の関係で上申書を出してきた経過が前段のところ大体あらわれているんだろうと思うんです。

それで、この復旧協議会そのものが総会を開いていなかった。これは市長のほうに文書として出されて、一つはこの平成25年3月29日付で佐藤市長に出された塩竈市災害復旧連絡協議会の臨時総会報告書、これについて、まず市長としてどういうふうに受けとめていたのか、最初にお聞きをしたいと思います。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今お手元にお配りをさせていただきました資料については、平成25年3月22日にこういった会議が持たれましたという報告につきましては、私も中身は拝見をいたしております。その中で、私がということではありますが、例えば今、伊勢委員のほうからお話ありまし

た6,500万ですか、「6億5,000万」とさっきお読みになったようであります、6,507万八千何がしの金額云々あるいは200万というようなお話がありました、200万につきましては、本市として災害復旧連絡協議会名でご寄附をいただいたことを私自身が受理をいたしておりますので、ただ会の中でどう処理されたかというところまで我々のほうでは特段遡及して調べているということではないわけでありますので、こういったことがあったということについては私も受けとめをさせていただいているところであります。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 あくまでも協議会内部のことというようなニュアンスの話、答弁だと思います、しかし委託業務という公金を支出している限りにおいては、協議会等のこうした行為について、それは協議会の別事というふうに言うのはちょっと違うんじゃないか。やはりきちんと、200万等であって寄附を、あるいは6,500万等の委託について精算書が出されてないということについて関心を持たれてないということになるのか、あるいはあくまでもそれは別建ての話だということなのか、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今特別委員会の中で、我々行政の立場についてはるるご説明をさせていただいていると思っています。当然大切な公費を預かる身でありますので、我々が執行しました事業がどのように遂行され完了したかということについては、すべての事業で確認をさせていただいているということについては再三ご報告をさせていただいております。したがって、この6,507万8,492円がどのような形でどういった方々がやられて支出をしたということについては確認をいたしておりますし、現場の状況等についても現場を確認をさせていただいているところであります。ただ、それが協議会の中でどのようなことということについては、大変恐縮であります、我々はその6,507万8,492円を協議会のほうに仕事を実施した代価としてお支払いしたというところまでは確認をさせていただいているということを申し上げているつもりでございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 あえてさっきのことについては市の立場から言うと支払ったのみと、こういう話になるんだろうと思うんです。しかし、私どもが今この点について解明を求めるのは、協議会内部、公金を支出する側、先ほど言いますと、仕事を発注する側あるいは受注する側、先ほど対等平等だというふうに前段の答弁でもあったとする限りは、対等平等ならば、この案件

について、お金がそれは支出するのは公金ですからちゃんと支出をする上でのいろんな手続は確認してやっていると思いますが、そういう点でもお互いの立場が明確、対等平等だというふうに言うならば、かかったきょうのこういった特別委員会の中でも、私的に考えれば、災害復旧連絡協議会の中でこういった問題、そして総会の中で、有志の方々が開いた中でも問題にしていることですから、これはやはり支払ったこと、これで確認をしていると、こういうことで事済まさない対応が必要ではないかというふうに思います。これ以上言ってもお互い同じ話になってしまいますのでこれ以上は避けますが、いずれにしても公金を扱う身としての関係はそこはやはりきちんと解明の立場を踏まえていただければというふうに思います。

そこで、そのことも踏まえて、もう1件、次の6ページのところにこの方々が書いているところで言いますと、一次仮置き場の件について、例えば中倉処分場、千葉鳶さんが去年8月まで管理し、その後復興リサイクル組合へ管理で支払い代金は市、協議会、千葉鳶、そして復興リサイクル組合。そのほか、越の浦は千葉鳶あるいは新浜町は晃信、浦戸諸島の仮置き場については東華建設あるいは東北重機と。（塩釜市建設協議会）となっていますが、こういったことも含めてほとんどあらかじめ協議会の役員等々でその業務を請け負っているというふうに書かれているわけです。この辺の協議会そのものの私物化云々というふうに書かれています。つまりは会員そのものに恐らくはこの仕事についての公平平等な話し合いも含めて、委託した仕事をきちんと平等に割り振っていくということがなかったと思うんですが、その辺の取り扱い、こういうふうに書かれているとすると、前段の特別委員会でも問題にはしましたが、これについてどういうふうに受けとめているのか、お聞きをしたいと思います。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 前回の委員会等でもご説明申し上げておりますとおり、市といたしましては、協定に基づきまして災害復旧連絡協議会と包括的に仕事のほうお願いしておるという中で、それぞれの協議会の中で、その時点、その時点で最良最善な企業様のほうにその現場等を割り振りをしていただいているというふうに思っております。したがって、こういった記載の仕方については、私どもとしてはどうも異なるというふうに理解しておるところでございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 異なるということはどういうことでしょうか。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 その表現の仕方、いろいろ6ページ等ございますけれども、例えばここには官製談合であるというような書き方なんかもされておりますけれども、そういったことは全くございませんという意味での表現でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 私はそこまで言ってません。あくまでもこういうことで、有志の方々がそういう仕事の割り振りをしているからどうなのかというふうにお聞きしましたので、格段私が官製談合等々の問題を指摘しているわけではありません。

さて、そこでそういうことも含めてまだまだ説明すべきところが見受けられるのかなというふうに思います。それで、結局、次のページのところで言いますと、11のところですか、塩竈市災害復旧連絡協議会会長宛てで災害廃棄物処理事業について書類を提出しているが、いまだに回答が来てないと。これは協議会内部だと言えばそれまでの話なんでしょうけれども、つまり有志の方々がどうなんだと、こういうことで書類提出したけれども回答来てない。協議会役員が市当局から委託を受け、我々も報告せずに勝手に契約を結んでいると。いまだに回答が来ない。つまりは協議会内部の問題と言えば一くくりになってしまうんでしょうけれども、前段扱う公金としてのいわば使い方、使われ方という点でやはり偏った受注ということになっているわけですから、しかもそれでこれは問題ではないかということで有志の方々がこういう形で問題視している話だと思います。これはあくまでも協議会内部の中での話と言えばそれまでです。

そこで、公的には上申書等々が出されております。総会等のさまざまな開くのは3月22日開いて、全体の総会というのはこの資料見てもらえばそれで全体はわかりますのでそれ以上は触れませんが、そういうことを踏まえて資料の何もないし、6月10日の調査特別委員会の資料等でその上申書が出されています。平成24年11月5日。これは市長宛てに出されていて、ぜひ不正について調査し、上記協定に基づく運用が適正であったか否かについて検証されたいと。この検証について、いろいろこれまでの経過から言えば公金としての支出に問題はないという立場なんだろうけれども、その点についてどのように対応されてきたのか。

さらに、後ろの20ページのところで言いますと、3のところで「事情」と書いています。そこをちょっと読み上げますと、ここには当時の関係が書かれておりまして、3のところでは



第3事情3、また同じころ、同事務局、これは事務局というのは恐らく災害復旧連絡協議会だと思いましたが、あるいは市も入った事務局だと思えます。どうして一部の役員会社が仕事を独占しているのだろうかと質問したところ、塩竈市環境課からの指示によるものだと、こういうふうに答えていると。恐らくそういうふう質問して環境課のほうで答えたと思えます。さらに、直ちに有志3社が塩竈市環境課長に面談して問い合わせたところ、そのような指示はしていないと。あくまでも皆さんと割り振っていると。これは新聞報道で報じられたところですが。こういうところがありまして、そこで我々、有志の会でしょう。それでは、実態を調査して、仮に我々の言うとおりでしたらきちんと協議会に対して行政指導をしていただきたいと。当時の課長は、仮に有志の方々が主張していることが正しいとしても、協議会同士のもめごと、行政としては介入できないと。こういうことで、事情としてこういうことを含めて、公金ということで、課長において公金を運用する者としてしかるべき対応をしてもらいたい。その上での上申書提出と、こういうことになっています。

次のページに市長の回答がありまして、協定書等についての回答で市長回答、ここに規定されているとおりで。市の協定書の権限の規定だと。しかし、協定書には業務を行った、協会から構成員の業務報告書の提出を義務づけている。それはそうでしょうね、義務づけているわけですから。疑義のあった場合には適正なことを求めていくということで、これ以上の議論をしても平行線になるのかどうか分かりませんが、しかし事情というところで事務局に聞いたところ、課長のところで指示しているとすると、委託業務としては復旧連絡協議会のところにそういったところを一括委託している。しかし、課長のところで指示しているとすると問題、事務局のほうで。事務局というものは、災害復旧連絡協議会の中でのそういった話です。そうすると、その食い違いというのはどういうふうにとらえていけばいいのか、その辺、お尋ねします。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今のご質問は、全く事実に基づいたものではないと私どもは思っております。繰り返し申し上げますが、行政が受注者に対して、ここにやらせろ、あそこにやらせろという話は少なくとも一切していないということでもあります。再三申し上げますとおり、我々は発注者と受注者の立場は対等であるということは法律でもう規定されているわけでもあります。したがって、それ以上の権限はないということを今も繰り返し申し上げているところでもあります。例えば、当時の担当課長がそういったことを指示するということは全くないという

ふうには自信を持って申し上げられますし、そういった文書のやりとりというものは確認をしてぜひ、こういった委員会の場でもありますので、ご発言をいただければ大変ありがたいと思っています。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 それでは、上申書の中になぜこういう表現が入っているのか。なぜ入っているのか。その辺が、私は杓としてわかりません。その辺についてお聞きしたい。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 その内容を、例えば担当課長にこういうことがありましたかという確認をされているかどうかということをおしは申し上げているつもりであります。どなたがどういう話をされた。例えば、民間の方々同士の話でしたら、それは間違った情報を伝えているということもあるわけでありまして、これは職員にとっては大変大切なことであるわけでありまして。当然市の職員は、常に公平な立場でということをおしは心にかけているつもりでありますので、職員から、例えばこの業者にやらせろという意味であるかと思いますが、そういったことは少なくともあり得ないというふうには私は判断をいたしておりますので、事実確認ということをおしは踏まえた内容かどうかということについて改めて確認をしていただければと思います。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 確認といってもこれ以上のものは出てないわけで、だからこそお聞きしているわけですね。先ほど市の職員に関して言えば、公平にやっていると。それはあり得ないということをおしはしたわけですから、これらも含めてなお一層の精査が私は必要だろうし、回答書自身も、疑義があればその必要なことについては是正を求めるという立場で当時いらっしたわけですから、その辺はしっかり踏まえて、いるんだろうと思いますが、改めて上申書で出した方々の思いと、それから市の受けとめ方、それから回答という点で私はお聞きしましたので、その辺についてはそういったことでの関係で確認をしておきたいと思います。

それから、依然として私もわからないのは、浦戸の危険物解体なんです。どうしてもわからない。これほどの書類いっぱいもらって1本1本精査はしましたけれども、1本にするとういうふうな1つの表になっておりますが、当時2億3,000万円の桂島、石浜、野々島、寒風沢とこういうところで災害復旧連絡協議会等々の名前だけで委託されているということですが、よくわからないのは、伝票といいますか、書類は出てそれぞれ口頭では、例えば桂島は東華さんですか、あるいは寒風沢は東北重機がやったとかというふうなお話はありますけれ

ども、明確なそのものがいまだに私たちも書類上は見当たらないので、なぜそういうふうな、全員協議会等でその話があったりしました。それぞれの島ごとの受け入れの関係だかというふうに言っていたような感じはしますけれども、その辺の関係についていまだに私は釈然としないところがありますので、再度確認をしておきたいと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 浦戸の危険建物の解体の協議会名と、あと個別業者名が併記されているものがあるというところの経緯についてもう一度というお尋ねでございました。これまでも機会を見てちょっとご説明しておりますけれども、大変申しわけないんですが、本当に我々膨大な作業の中で建物解体をやっている中での事務的なちょっとそういうミスといいますか、そういったことが発生したということでおわび申し上げたいと思います。

なお、経緯につきましては、これまでも部長もお話ししているとおり、瓦れき処理等が協議会のほうに委託しております、それぞれ業務の打ち合わせの中で島ごとの担当業者が決まっていたということがまずございました。離島ということで危険建物の解体につきましても、当然重機とか台船とか必要なものがあるということで特定の業者に限られるであろうということで、そういったことで協議会との協議によりまして、瓦れきと同様に危険建物も災害復旧連絡協議会を窓口にして、そちらのほうを契約1本にしようという協議がまとまりましたので、危険建物解体についてもそのような形でやらせていただくことになりました。

ただ、先ほどもありましたとおり、島ごとの担当業者が決まっていたような先入観というところであれですけれども、そういったことで入っているものと、個別の業者名が併記されているものと入っていないもの等が、いろいろな環境課のそういった解体作業の中でさまざまちょっと担当者もそういった事務処理作業、データ処理作業を行ってございましたので、そこで不統一な面が出てしまったというのが実態でございます。よろしくご理解願います。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 今述べたようなところの関係、いろいろ瓦れき処理も含めて、そこも含めての危険物解体という話なんでしょうね。しかし、やはり私たちが目にするもの関係で言うと、杳としてわからないというのは、当特別委員会のほうに出された資料を見ると、依然として私たち自身なぜ災害復旧連絡協議会1本になってしまったのか。あるいは、そうなっているその先の受注先は本当はどこなのか。やはり依然として解明を求めていくことが必要ですので、前段参考人をぜひ呼びしてもらいたいというのは私の発言としてもございませ

たので、やはりこれは当のご本人が来ない限りは何とも解明のしようがございませんし、先ほど新生クラブさんのほうから預金通帳については出せない。あるいは、外部監査が終了してからでないと思えないということになりますと、これはやはりそういうことも含めてそれぞれ関係者の発言を聞く場を設けないと私たち自身としては解明のさまざまな手だてを尽くすということではできませんので、そこら辺は再度求めていきたいというふうに思います。

あと、資料3のところでもリサイクル会の名簿ということでちょっとお話をしましたので、これは主には仕事先、前段で推測する限りで言いますと、利府の近くの中倉埋立処分場の関係でこの業者さんは会として仕事していたのか。あるいは、その前の関係でリサイクル会が受け持つ以前にどこか業者さんが請け負ったのか、その辺ちょっと確認させていただきます。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 まず、中倉の当時の仮置き場の状況なんですけれども、大震災発災直後はまず市の職員、あとはその中倉処理場、もともと管理をお願いしております塩釜清掃センター、そういった職員が搬入された震災廃棄物の集積作業を人力で実施していたわけなんですけれども、なかなか当然たくさん瓦れきが入ってくるということで、その辺限界が出てきたということで、協定書の締結の前になりますけれども、災害復旧連絡協議会に相談しまして、その瓦れきの集積作業、積み上げるような作業をまず行うことをお願いした経過がございます。その後で体制が整ったということで連絡は受けていますけれども、通称リサイクル会というところで中倉の仮置き場の集積業務並びにその瓦れきの分別処理業務を災害復旧連絡協議会からその仕事をやっているということで認識しております。以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこでの仕事ということですか、リサイクル会というところ。わかりました。その辺はちょっと再確認させていただきたい。例えば、今回の資料の3のところの有志の方々が出した6ページ、中倉処分場の仮置き場を、ここにはっきりと、この方々のお話ですので一応こういう形での問題点の指摘ということで言うと、中倉仮置き場、千葉鳶あるいは去年8月まで管理したけれども、その後復興リサイクル組合へ管理と。ですから、その辺の関係が抜けているのではないかと。この有志の会の方々がそう言っているとすると、最初からリサイクル会でなくて千葉鳶さんが受け取った関係ではないかと思うんですが、その辺の事実関係はいかがでしょうか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 先ほどもお話ししたとおり、まず自力で我々がやるのに限界があったということで復旧連絡協議会にご相談申し上げて、今お話あったように千葉篤さんを中心にそういったことをまず準備作業ということでやったというような記録は残っております。その後でこのリサイクル会のほうに引き継いだといいますか、そういったことで仕事をしているということで認識しております。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 前段ちょっと答弁抜けているんですね。リサイクル会に頼んだと。市の職員さんが一生懸命やって手が負えないというのはそのとおりだと思いますが、やはり大事なところをちゃんと有志の会の方々が指摘している中で、今やっと2答目でその協議会に相談し、千葉篤さんに仕事をしてもらい、その後リサイクル組合と、こういう形になったようですので、そこはやはりきちんとお答え願えればその解明につながるのかなというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 私からも10日の質疑の回答を引き継いで深くいろいろと審議をしていきたいというふうに思います。

まずは、この話の話題は塩竈市災害復旧協議会でありますので、この設立の経緯を再確認して進んでいきたいというふうに思います。

資料としましては、ナンバーのついてない東日本大震災復旧・復興調査特別委員会資料と、それから別冊の1ですか、災害復旧連絡協議会との協定書などの関係というこの2つの資料から質問していきたいと思います。

この間の私の質問の中でのちょっと整理をしておきたいんですが、確認をしておきたいんですが、この大規模災害時における応急対策業務に関する協定書、協定書については平成20年2月19日につくられているわけですがけれども、この間のを振り返ると5月12日の議会報告会で議長が発言された、議会で作らせた。そして、業務内容については議案で可決して進むというようなそういうことを言っていましたけれども、これについてはこの間の回答ではそんなことはありませんということで、まずそれをちょっと確認、再度しておきたいんですが、そういうことはないわけですね。議会で要請して、議会で可決してというようなことは、それをちょっとまず1点として。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 まず、そういうことも、災害復旧連絡協議会の設立については、議会の要請というよりはまずは今委員がおっしゃられた平成20年2月19日、まずは大前提でなっておりますので、これはご理解いただきたい。ただ、私がお答え申し上げたのは、その協議会設立云々ではなくて、我々本部会議、本当に毎日定時にやっておりました。そういう中で、各委員さんがその本部会議に参列して、委員もそのとおりでありましたけれども、そういう中で、議員の発意の中で業界のほうに働きかけたりしたかどうかは私はわかりませんが、そういうのはあったのではないかなと私個人としては思っております。以上であります。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 はい、わかりました。次に入りますけれども、この連絡協議会の設置は、震災、3.11の翌日の平成23年3月12日に設置されていると。書類では、このナンバー振ってないやつ、ナンバー振っているやつかな。これの2ページですか、復旧連絡会設置について。これは平成23年3月12日と。これについては、震災の翌日にこんなのできるのかという話をして、回答としてはニュアンス的には、私が発言させていただいたんですが、とりあえずは連絡を口頭なりなんなりでしておいて、実際は作業にすぐ入ってもらおうと。この協定書を結んだのはこの12日になっているが、その後でつくって12日にさかのぼって契約したということは、まずこれはそのとおりでよろしいんですね。それがあれば、そのつくったのがいつなのか、それをちょっと。今の記憶であるのでしょうか。そのつくった日にち。契約日は12日になっていますが、実際つくったのは5月とか、ないしは4月のエンドとかと思われませんが、その辺ちょっとご回答いただきます。

○志賀委員長 千葉建設部次長。

○千葉建設部次長兼下水道課長 前回の委員会のほうでもちょっとご答弁させていただいておりましたが、今回のこの協議会設置の部分の事務処理は建設部のほうで担当させていただいたというのがまず1点ございます。それはなぜかといいますと、3月12日から道路の後かたづけといいますか、瓦れきの処理をしなければならないという環境でございました。まずは何をやるにしても道路の瓦れきをどけないと何もできないということでございます。それは17日に配付させていただいております委員会資料のその3、こちらの中で上申書ということで5ページにもございますが、これは1番のところに平成23年3月12日からもう既に瓦れきを班編成して処理をしていただいたという、これは業界皆さんの事実としてこういう形で表記をされているということでございます。

これらの事務処理をするに当たって、先ほど委員お話しいただきましたように、まずは3月12日の段階で口頭でもってこういう業務をお願いをさせていただいておると。実行的にはもう3月12日からそれぞれ重機関係、例えば人力で作業しなければならないこともありましたので作業員の方集まっていたいただいて班編成をして要所要所のところから作業に入ったということでございます。実行行為がそういう形で行ったので、事務処理といたしましては3月12日に正式にその協議会を設置をさせていただいてというような形での整理をさせていただいております。

いつ、それでは書類が提出されたのかということですが、ちょっと記憶という形になりますので大変申しわけないんですが、5月に入ってからだというようなことで記憶してございます。ちょっとこれはあくまでも記憶ですので、そのところをご了解いただければと思います。以上でございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、実際に書類をつくったのは5月と。そして、次の日から作業していただいているので12日という日にちにしたということでもいいと思うんですが、そうして今度はこの連絡協議会の規約を見ますと、このナンバー振ってないやつを。これを見ますと、その有効期間というのが平成24年3月31日までとするという。ですから、これを設立が平成20年2月19日であれば4年間を有効期間にとりあえずはしたのかなというふうに思ったりもするんですが、ちょっとこれを見るとタイミングが、私の考えですが、本来規約についてはその時点でちゃんと設立できていたのかなという、この協定書をつくった段階で。そこをちょっと私は疑問に思ってしまうんですが、もしかするとこの規約についても、この災害復旧連絡協議会の規約についても、いわゆる協定書と一緒につくったのではないのかなという。ですから、平成23年度の5月に、先ほど契約書をつくられたということですが、その中でいわゆる規約もないと契約できないという観点から急遽つくったものではないのかなと思ったりはするんですが、そういうことはないでしょうか。

○志賀委員長 千葉建設部次長。

○千葉建設部次長兼下水道課長 先ほどの資料の2ページ目のほうで協議会設置というのが災害防止協力会並びに塩釜建設協議会会長連名で出されたのが3月12日で事務処理をさせていただいてございます。この災害復旧連絡協議会、これはそういう意味では新たな団体でございますので、この団体の規約ということで3ページのほうに資料を掲示させていただいている

もの、これあわせて提出をされて、その団体がこういう団体だということでございますので、この3ページの部分についても協議会設置の部分とあわせての事務処理をさせていただいているということでございます。ですから、これも先ほどお話ししましたように、5月の段階だったかと思いますが、その段階に合わせてこういうふうな新たな団体として連絡協議会を設立したいということでのお申し出をいただいて、その事務処理をさせていただいたということでございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ちょっと私は耳は悪いわけではないんですが、よくわかりませんでした。そうすると、契約書を交わす時点で必要だったので上げてもらったと、この規約については。そういう解釈なのかなというふうに思ったりするんですが、その確認をちょっとしたいと思いません。

○志賀委員長 千葉建設部次長。

○千葉建設部次長兼下水道課長 一連の瓦れき処理等につきましても災害復旧連絡協議会のほうにお願いをして業務を進めてございます。災害復旧連絡協議会さんと契約、協定を結んで業務を進めるためには、先ほどもちょっとご質問がありましたが、市が契約できる団体かどうかというのが大きな要因になります。それで、権利能力なき社団ということで先ほどございましたが、この社団に該当するような団体なのかどうかということをはっきりさせるためには当然その規約が必要になりますので、その連絡協議会さんがその団体に該当するかということで当然こういった規約も提出をさせていただいているということです。こういった規約を提出していただいて、後のいろんな業務の協定等を締結させていただいて進めさせていただいているということです。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、設立が先ほどの平成20年2月19日ということで設立の協定書をもっているわけですね。交わしているわけですね。そうすると、この時点ではいわゆるこの規約はもっていないということになるんですね。

○志賀委員長 千葉建設部次長。

○千葉建設部次長兼下水道課長 平成20年2月19日に締結をさせていただいている協定につきましては、これは塩竈市災害防止協力会、さらに塩釜建設協議会と塩竈市長ということでそれぞれ既存の団体さんとの協定を締結させていただいている。それぞれの団体さんにつきまし



てはそれぞれ規約を持っていらっしゃると思いますので、平成20年の段階では個別に業務を委託するという事は、これはできる環境でございました。ところが、2ページ目のほうの災害復旧連絡協議会、これは2つの団体を1つにあわせて窓口だけを簡素化して迅速に復旧作業に入るということでの申し出でございました。ただ、新たな連絡協議会という会でございますので、市が契約ないしは協定という形で業務を進めるに当たりましては、この協議会がどういった団体なのかということを経営で明らかにしてもらった必要性が当然あります。先ほどの社団として市が契約できるかどうか、相手方はなり得るかどうかという判断をさせていただかなければなりませんので。そういうことで規約をあわせて提出をしていただいたということでございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、普通常識的には2つの団体があわさって、そして連絡協議会を設置するわけですね。そして、塩竈市と協定を結ぶわけですから、その時点ではもう規約がないといけなのではないかと。今の回答ですと、それぞれの塩竈市災害防止協力会と、それから塩釜建設協議会、別々の規約をもらってそれにかえたというふうに私は今の回答を解釈するわけですが、本来だとやはり1つのものを、現にこれをつくってないといけなのではないのかなという。そうすると、この時点でできてなかったということは、この規約自体、塩竈市災害復旧連絡協議会、今話題の。これは契約書をつくる段階、この段階でつくったものではないかな。後でつくったものではないかなと。塩竈市のほうからこれは要求されたので、その時点でつくったのではないかと、私はその推測でいるわけですが、そして、この平成20年2月19日に設立したのであれば、その間にいろいろとそれを発揮する場があったのではないかと。ちょっとした大雨やら何やらありますので、そういったことで活躍したことがあるのか、ないのか。そういう実際に実働として発注といいますか、お願いして、この連絡協議会として動いてもらった実績はあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 千葉建設部次長。

○千葉建設部次長兼下水道課長 平成20年2月19日に協定を結ばせていただいております。当然災害になったり、もしくは大きな災害になろうというようなことが見込める場合には、これまでも資機材関係があって作業員の確保ができるというような視点で、例えば塩釜建設協議会のほうに土のうの製作でありますとか、仮設のポンプの設置でありますとか、こういった

ものはその都度お願いをしてきていた経過があります。それをさらに強力に進めるということで、平成20年2月19日に協定書ということ締結をさせていただいております。これ以降、それぞれの状況に応じて業務をお願いしてきてございます。

一方で、災害復旧連絡協議会でございますが、これは先ほどお話ししましたように、震災の復興作業を進めるに当たって円滑に、なおかつ急ピッチで作業を進めるに当たって、先ほどお話ししました塩竈市災害防止協力会と塩釜建設協議会、これはそれぞれ別の団体であります。この窓口を一本化することによって、先ほどお話ししたようにすぐ、例えば瓦れきの撤去するにしても連絡系統を簡単にすることによって迅速にそういった作業ができるというような趣旨で新たに3月12日以降の作業をするに当たって設立をしていただいた団体でございます。ですから、それぞれ別な団体といいますか、法人格的なものを有さないとだめだということがありますので、3月12日以降の実態作業をしていただきました災害復旧連絡協議会、こちらのほうの規約、これをそれぞれの団体さんが持っている規約ではなくて、この連絡協議会として別に定めてもらったというものが3ページに資料を提出させていただいているものです。ですから、この規約……。

○志賀委員長 答弁者の方、質問者は、この協定書が結ばれた後にこの協定書に基づいた実際の行動があったのか、ないのかという質問をしているわけですから、それに対してお答えください。

○千葉建設部次長兼下水道課長 はい。平成20年2月19日に結ばれた協定書がございますが、これの以降について、先ほどお話ししましたように、例えば塩釜建設協議会さんのほうに土のうの製作でありますとか、仮設排水の依頼、これらを実施してございます。

連絡協議会の部分については、3月12日付をもって新たな組織としてこういう連絡協議会を設置しましたと。それと、この連絡協議会についてこういう団体ですという規約をいただいていると。その後、例えば瓦れきの仮置き場の協定ですとか、そういった形で業務を委託をさせていただいているという経過でございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ちょっと時間がなくなるので回答はもう手短かに、あるのか、ないのか。あったら何なのかということはずばり回答いただきたいと思います。

そして、この協定書が交わされて実際に震災の復旧に進んでいったと。そうすると、これはみなし法人と言いましたか、今話題になってさっきそういう回答がありました。そういった

ところに何十億という仕事を発注したということがまず問題でもあるんですが、これが新聞で報道されて、3月27日に総会やら何やらとか受けてないのがわかったというえらいずさんな管理だと私は思うんです。そして、それが私は違うのではないのと。もっと先にしているのではないのかなという推測なんです。それはどういうことかという、塩竈市で助成金やら何やら出している団体とかいろいろありますよね。その総会の資料、他市町村もみんなそうです。総会資料の請求をします。それから、決算書の提出も求めます。なぜこんな何十億も発注していたこのみなし法人の塩竈市災害復旧連絡協議会、これの総会資料、それからその決算資料、これ請求しなかったんですか。そういう管理を塩竈市はずっとやってきているんですか。補助金とか出している小さな本当に団体には請求しておいて、こういう何十億という仕事をしたところには出してないんですか。その回答をちょっとお願いします。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 今、委員ご指摘のとおり、補助金等を交付する団体につきましては毎回決算年度ごとに決算書あるいは総会の資料等々をいただきますけれども、こういった諾成契約というか、対等な契約でございましたので、そういった意味での資料要求ということはしてなかったというようなことでございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 全く不思議な話だと私は思います。仕事の発注量がこれだけあって、五十何億でしたか、それでそういった決算書の提出も求めない、総会の資料の要求もしない、それは何なのかという。これは怠慢でしかないのかなという。それとも何かほかの理由があるのかなというふうにはしか思えません。この話題については、ちょっと次回に回したいと思います。

次、もう1問話したいことがあるんですが、5分しかありません。この内容は、この間話をしましたとおり、やはり議長の発言です。昨年11月の産業建設常任委員協議会、ここで廃棄物の問題について述べているわけです。ごみについてはどこが責任があるのと、これは発注者の責任だよと言って課長が答えているんです。資源物、有価物は市の財産かというやつは市の財産だと。これは後から戻ってくるやつだという回答がありましたよね。それから、実際現場に寄って聞いたんだという発言もありました。やはり市の骨材を横流ししているという話なんです。その内容を課長にも報告した。そして、課長は後で注意したという内容ですよ。

それから、その後に両者の会合で、私が横流ししているという発言をしているというそうい

う人の話がとうとうと述べられているわけです。この重大な本来の発言であるこの内容に対して、今回は当時の課長やら部長がおられませんからよく聞けません。でも、こういう内容を述べられたということは、産業建設常任委員協議会に、ここに出ている課長さんいっぱいいるのではないですか。ちょっと手を挙げていただけますか。この11月の産業建設常任委員協議会で、協議会です。あとはどなたかいるのではないですか。例えば、建設関係ですから建設の課長さん、これこのとおりですよ。そういう内容ですよ。ちょっと課長さん、産業建設ですから。端的に、そういう内容か、内容でないのかだけお答えをお願いします。

（「いや、どう答えて」の声あり）いや、私が述べたとおりのことを発言されたんです。それをご回答願いたいと思います。（「委員長」の声あり）いや、私は課長さんに聞いています。

○志賀委員長 福田水道部長。

○福田水道部長 私もその協議会に出ておりましたので、記憶をさかのぼりますとおおむね委員さんがおっしゃったような内容だったかと思っております。ただ、記憶がちょっと定かでないので言い回しの部分とかについては若干そうだったかなという自信がちょっとない形です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 出席された方は、今「おおむね」という言葉が出ましたが、私はパソコンで繰り返し聞いて全部メモをとりました。ですから、ほぼ間違いないというふうに私は確信しているし、みんなの前で言いたいと思います。

それで、これに出席して皆さんどういふふうに思われたかわかりませんが、部長、課長さん、みんないるわけですよ。そんな中で、市長はおられたのでしょうか。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 私は出席いたしておりません。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 副市長さんやら部長さん方は出られたと思うんですが、ここの中でやはりこれ重大な発言でありますので、当時の課長やら部長でいろいろ審議していろいろやることはもちろんのことですけれども、やはり部課長会議やら何やらである程度全体的な話し合いもあったのではないかと私は察するわけですけれども、発言の内容が殊に重大な話ですから、その後の対応については、ちょっと今参考招致をこの間したいということで、それ以降に回したいところではありますが、その部内の全体の動きとしてどういう動きだったのか、それ

どなたか、副市長さんか誰かにお答え願いたいと思います。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 お答え申し上げます。

協議会の出席については、私は出席しておりません。通常協議会につきましては担当部長あるいは関係部長の対応ということでございます。

そして、今どのような対応とったかということでございますが、再三ご答弁申し上げましたとおり、担当部長、担当課長のほうからは協議会の報告を受けております。それで、内容的には、委員おっしゃるとおり、重大な問題と。あるいは、犯罪にもつながる問題も出てくるのかなと思ひまして、我々は早急に調査したところでございます。

そういう中で、自社処分というのが出てまいりましたので、この自社処分されていた企業に私が直接赴いてしっかりと報告をしながら、その精算業務をしていただきたいということでお願いをして、そのとおり精算をさせていただいたところであります。以上であります。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、発言があったことは間違いないし、皆さんが聞いているとおおむねそうだという。その中で、自分だけではないと。ですから、この間説明あったのは、自社処理しているのは1社でしたか、何社だった。1社ぐらいの話ですよ。その中で、話の中ではみんなやっていることだと。みんなやっているんだということが発言されているんです。ですから、その1社だけの他社処理をした。それで事は済む。それで、調べたが問題ない。それだろうという。勘違いだよというか、そういう回答で済ますこと自体が、この事の重大さを秘めたこの言葉に対する対応はそんな対応でいいのかなと、私は疑問を感じるわけです。そういったことについて、当時出席された部長さんでどう思われたか、ちょっと感想を述べていただけますか。それを聞いてどういうふうに思ったのか。これは大変なことだ。こうしないといけないと。普通、部長さん方であれば、こういう対応が必要だというようなことはもうすぐに頭に回転するといいますか、ひらめくことだと思うんですが、どういうふうに捉えていたのか、その中の部長さん方、ちょっと手を挙げていただけますか、誰か、参加された部長さん方。当時部長。では、お願いします。

○志賀委員長 福田水道部長。

○福田水道部長 大変なことだと思ひました。かなり積極的に調べないといけないんだろうなどは思ひました。ただ、私、ちょっと当事者ではございませんでしたので、どのような調査を

行うべきかとか、あるいはどういうふうに対応すべきかということについては携わっておりませんので、大変なことだということだけは思いました。以上です。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 今、関係部長が何か感想述べましたけれども、今、委員がおっしゃられました、これだけの調査で十分なのかというようなご質問ございました。我々、前回もご説明申し上げましたけれども、その1件1件、案件ごとにその発生量というのを推測いたしまして、そして現実的に仮置き場のほうに運ばれた日報、そういったような記録を全部収集しまして、そして乖離ある部分については、我々はそういった業者、企業に対しては照会をいたしております。委員、ご理解いただきたいんですが、我々は調査権は持っておりますが、いわゆる捜査するまでの権限はありませんので、端的な調査はすべてさせていただいたところであります。以上であります。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 いや、捜査では私はないと思うんです。やはり現実にもそういう話を聞いているので調査をして、真実がどうなのかということは、私はやるべき、行政として。いわゆるこれだけのお金で発注して、そういった中での発生していることですから、私は捜査ではなくて調査だと思うんです。そんな意味で、私はきっちり調査をしていただきたい。

それから、本人にも、私は議会の中でのことなので議長、聞けないという。議長が答えてくれればいいんですけれども答えない。そういう状況にあります。市当局から議長に聞くことは十分できる話ですし、その業者名もちゃんと聞いて、業者の話もちゃんと聞くと。そこまで行ってほしいと思うんです。時間なので回答はいただけないにしろ、きっちりとその辺については、私は小さくても大きくても不正は許せないというそういう論理です。きちんとやってほしいと思います。以上です。

○志賀委員長 ほかに。菊地委員。

○菊地委員 私からも確認をさせていただきます。

今、鎌田委員がいろいろ質問されていましたが、私が言おうかなと思っていたのが言われてちょっとあれなんです、まず当局に確認したいのは、市民や議員の要望や発言に対しての取り組み方というものの基本的な流れ、それをまずお知らせ願いたいと思います。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 今、菊地委員のほうから、市民の声を行政としてどう捉えていくのか、どう対応

していくのかということのご質問だと思ってお答えいたします。

我々としては、市民あるいは市民を代表する議員の方々の声につきましては、謙虚に耳を傾けながら真摯な対応をもって臨んでおります。以上であります。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 真摯な対応をとっていただけると、そういうふうに思います。私は、いろいろパターンがあって、これは私の考えなんです、一応。一つは聞き流すのかなという思いもありました。あと、もう一つは、事の重大性というか、案件によっては、聞いたことをやはり現場に行き、調査、検証してみるのかなと。そして、それを上司のほうに報告して、そしてその指導を仰ぐのかなと。そういうふうな流れかなと思っています。それをして、その後に行動をした後に、市民や議員にこういうふうにしてこうなりましたという報告するのが行政の普通の流れかなと、こう私は思っています。そんな中で、今回の鎌田委員が質問したこともそれに尽きるのかなと思っています。なかなかそういった明快な回答やらが出てないし、ちょっと我々議員にとってはえっと消化不良で、何だ、行政、臭い物にふたするのかなという思いがするものですから、やはりいろんな話では公平平等にやっていますと言う割には、何だ、ちょっとおかしいんじゃないのという思いがありますので、それを今確認しました。

それで、質問に入りたいと思います。

6月10日のナンバーが振ってない総会資料の22ページ、上申書についてであります。今、前段でお話ししたように、この団体から上申書が出されたわけです。その11月3日に出された上申書について行政がどうしたのか。もう一度検証してまいりたいと思いますので、11月5日に出されまして、2名の連名、会社の連名で出されました。そして、その回答を11月20日に行っておるわけですが、その間のてんまつをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 11月5日に上申書、お二方の連名で私が直接いただきました。内容についてはつぶさに拝見させていただきました。ただ、中に不正を調べてほしいというような部分もありましたので、これについては、明らかに不正が我々が確認するというならばまた別な手段、方法ありますけれども、まずはこういったような、申しわけない、言葉としては不平不満、そういったものをお聞きしましたので、こちらの執行部の方々をお呼びいたしまして、こういったような不平不満がありますよと。協議会内のきちとした融和あるいは仕事をお願いしておりますので、しっかりとした仕事の推進をお願いしますよということで、執行部の

方々にはこういった上申書に基づいてお話もさせていただいたところでもあります。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 私は、受け取られたときのこの文言の中で不適切と思うかどうかわからないんですが、似合わないような文言が書いてあったのでそういう処理をしたというのはわかります。それはそれでいいんですが、こういった内容、例えば市民から出たわけですよね。そうした場合、先ほど申しましたとおり、要望が出された場合、現場の調査、検証をなされたのかということなんです。そこが大きな問題でありまして、あの上申書持ってきた方に話を聞いて、それで終わったのか。その相反する相手方に、こういうものが来ているんだけども事実がどうですかとかそういう確認をなされたとは私は思っています、現場に行って。だから、その辺の間が全然見えないので、それで行政として判断する。この11月20日の返答に関して、回答に関しての、ここに至る文言というのを、その判断というのは、上申書出された方々のやり取りで決めたのか、それとも相手方、その大きな、ここで言うと協議会さんの方々とこういうものが来ているんでこれがどうですかというそういう確認をなされての回答だったのか。それを確認いたします。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 まず、上申書の対応については先ほど申し上げたとおりでございます。

そして、この回答書につきましては、まず発注者責任あるいは受注者責任のもとで、そういったものを十分に我々勘案し、委員おっしゃるとおり、そういったような現場、窓口となる部分、そういった部分をしっかりと我々検証しながら、この中身そのものがやはり協議会内のその多い、少ないの部分のお話だということでございますので、まずは内部規律をしっかりとしてほしいというような思いもありまして、まずは執行部の方々にそういったものをお話し申し上げながら、こういったような上申書をつくらせていただいたところでもあります。以上であります。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 この回答書の中に、私はうんとおかしいなと思うのは、回答の2行から3行にわたって、市の調査や指導の権限は規定されてない。だから、指導監督もしないような話なんです。そうすると、先ほど前段で話した、私は議会あるたびに、時系列的に言ってもいいんですが、平成24年1月の臨時議会のときに協議会なるもののいろんうわさ入ってました。そのときに行政としてちゃんと指導監督してくださいよと私は言っていました。それについて、



全然なされていない。それはどういうことなのかなと、こう思うんです。そうすると、議員がこういう場で発言しても何しても、さっき言った聞き流すだけで終わりなのか。不信感があります。残念です。指導監督していれば、あの平成24年の1月、私は臨時議会で、この場で質問しました。そうしたら、当局はちゃんと指導監督いたしますと言っていたんです。それがなされないという。これがこの事態になったんでないと思うんです。非常に残念です。ですから、先ほど前段で、議員、市民の発言、要望をどうするんですかと。ちゃんと真摯にやりますというのが、行政として動かなかったんでないですか。私はそう思います。残念です。こういう事態になって本当に悔しい思いです。だから、我々議員の発言、市民の要望、意見、どうなんですかと聞いています。それについて、何かその場面、場面で違う答弁来られますと、えっと。我々議員はそんなに軽いものなのという問題がありますので、ちょっとその辺の行政としての対応、説明願いたいと思います。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 菊地委員の本当に悔しさ、我々も同じ思いであります。我々は、この発注に当たっては地元の皆さんにやっていただきたいという思いで地元が仕事をとれるような形で我々そういった発注をしたものであります。それで、今、委員がおっしゃっております市の調査や指導の権限は規定されておられませんと。我々ここで表現しておりますのは、少なくとも何度も今まで説明しておりますように、業務の発注の進行管理と履行確認はしっかりしております。ただ、業務の割り振りを、我々は、ここにしてくれとか、ここはここ、あるいはこういうところはもっと多くしてくれというようなそういう指導監督はできないということなんです。例えば、指導監督、ではどこですと。例えば、この業務を早目にしてくださいと、あるいはこのところのあれがまだ出ていますので、この瓦れきをまたきれいにしてくださいとか、そういったような指導監督はしっかりしてきたつもりであります。ただ、何度も申し上げますけれども、業務の多寡の部分の指導監督についてはできないというような状況であります。以上であります。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 私は割り振りと言っていないです。ですから、いろんなこの上申書が出されて、そのいろんなる問題があったと。それが副市長さん言われる割り振りも入っているかどうか分かりませんが、ただそういった意味でも内々でちゃんと皆さんが納得するようなそういう指導はできたはずで、こういうもめごとが起きないように。多賀城市は、全員に集

まってもらって、こういう行政側から仕事 came たんですが、皆さん、どうしますかと。私やります。で、どうぞと。どうしますかと。そういうやり方したと言うんです。だから、多賀城は一切そういう業界内で、あそこが多いだの少ないだのなかったと言うんです。私はそういう指導がなされればよかったんでないのと。何もどこどこに割り振りなさい、そんなことは一言も行政が口出せるわけもないというのはわかっています。ただ、その協議会の中でちゃんと皆さんと話し合っ、皆さんが納得いくような指導、そういうふうにしなさいというような指導はできると思うんですが、それもできなかったのかなというのが私の考えです。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 指導というお話であります。我々としても発注するに当たっては、先ほど来申し上げるとおり、塩竈市内で発注したいと。業者でやっていただきたいと。そして、適正な業務の配分をしてほしいということで、これは再三にわたってお願いしているところであります。ただ、責任をなすりつけるわけでありませんが、受ける側のほうでそういう部分で業務の糧となって結果が出てきたということでもあります。以上であります。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 受ける側となれば、それは仕方ないということなんですが、やはり私はいろんなこのうわさ、昨年の9月の決算委員会でも警察から事情聴取あるよと、業者がと。そういうことも決算委員会で質問しました。そうしたら、担当者は、いやと、そういう事実は確認してませんか。あと、この間の瓦れきの時系列、ある委員だかトップの方が発言したことについてやれば、その7月あたりにもうそういう時系列的なものが出ていたんですよ、3月とか。ですから、そういう情報が入っていたり何だりしたら、あるけれども行政側としては何ら問題なく可及的速やかに事業を展開してもらっているんだというような答弁だったらいいですよ。それがその業界というか、その協議会の会員かどうか私も存じませんが、警察からの事情聴取があるよというふうな質問だっているわけです。それに対して、何もありません。そういうものを承知していませんの答弁だけだったと。ですから、ちゃんと市民の要望や議員の質問に対して、皆さんが忙しいとは思いますが、我々だって無理難題言っているかも知りませんが、市民の要望だと言って。でも、ちゃんとした順番を追って、そしてそれを処理して、そして報告するというふうな、それでなければ私はいろんな、どこで問題が起きたのと、いや、わかりませんが、あのときはこうでした、今はこうですと言われてもわかりませんが、言われた。だから、先ほどから鎌田委員やら私が言うのは、市

民や議員の要望や声をどう反映しているのかということが一番問題なんで、あと指導監督のあり方も、ちゃんとその場で協議会の方が、こういううわさがあるし、上申書も出されているんだけどもいかなものかくらいは言えたと思うんです。割り振り云々の内容に入らなくたって、こういうふうにならないで、ちゃんとこれにだって書いてあるんでないですか。市民に来るべき災害、来てもらっては困るんですけども、大きな安心感を市民に与えてくださいというふうな、そういうふうをお願いしているわけです。これだって、私から言えば、これは回答書、その2社の方、代表で来た方に対して大きな安心感を市民に与えていただけますことを切に望むものです。あの上申書出した方に言っているんだけども、逆にその協議会本体にどういうふうなお願い、話し合いをしたのか。その内容をちょっと私は聞きたいです。この上申書出てから協議会に行って、実はこういうふうな上申書来ているんだけども事実関係がどうだったのと。こういう市民に安心を与えるような事業してもらうに当たって、あなたたちもちゃんと円満に市民のために仕事していただけるような方向性をとっていただくとかそういうふうなものをお願いしたと思うんですけども、それがなされたのかどうなのか、もう一度確認いたします。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 再度の上申書を受けてからの市の対応ということでございます。今、委員おっしゃったとおりのほぼ同じような内容で私はお話し申し上げました。本当に、まずは構成員の方々の内部の理解を図るのが大事ですよ。そして、我々が発注している仕事、これまで本当に一生懸命やっただいております、各企業の方々に。そういうのを感謝しながら、なお今後ともまだまだ仕事残っておりますので、内部融和を図りながらしっかりしたいいい仕事をしていただきたいということでお願いをしたところであります。以上であります。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 いろいろご努力なされて発注をして、そしてその発注がうまくいっていると思いきや、その後に流れたお金のほうでどうのこうのなっているというのは、本当に市民にとっても、新聞に何回も出されて、どうなっているんですかというのが始まりです。本当に残念であります。しかしながら、行政としての責任として、やはり1万、2万円の仕事ではないんです。何十億という公金です。公金を扱うところにちゃんとした指導、行政指導、ちゃんとしなさいよというのは、そういう強い行政指導がなされていれば、割り振りでないですよ。ちゃんとしなさいというような行政指導がなされていれば、私はこんな問題にはならなかつ

たと思っています。そう私は今でも思っていますので、この問題はあときょうはやめますけれども、ちょっとこれからそういった協議会やらの対応というのは、やはり市民の目線、納税者の目線で行政を扱う責任者としてちゃんとした意見を申し述べて、そして回答をもらうような努力を今後もしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

あと、ちょっと話題は変わるんですが、その協定書関係なんですが、うんと不可解なのは、前にも言っているんですが、契約とか協定とかというの。例えば、町内会や商店会、そういうところと結ぶんですが、ちゃんとその団体が、町内会がなっているのかどうか、そういうのを調査してから協定書やら契約やらを結ぶんですか。その辺がちょっとわかりません。何か、奥歯に物挟まった言い方しますけれども、なかなか行政の行う処理と申しましょか、対市民やら町内会やら商店街やらの約束事というのはちょっと違う思いがしていますので、提言というかしておきます。

というのは、簡単に言えば、いろんないっぱいあるんですが、一例で言えば、浦戸の野々島の仮設住宅のところの舗装の問題にしたって、当事者に言わないんですよ。確認、協定してないんですよ。誰々に言いました。そうしたら、それはその土地を借りていた人に言ったということなんです。土地の地主に言ってない。ですから、そうするとあやと。その方は温和な方だから、島民の方が苦しんでいるんだからいいとしても、手続というのはしるべき、あるべきだよというふうな感想を述べていました。ですから、今回のこの大きな協定書や協約書かどうかわかりませんが、やはり心のこもったちゃんと行政らしい手続というのを踏んでほしいと思います。だから、後でこういう問題が起きてどうのこうのとなるとしますので、そういった意味で、今後対市民に対しての協定書やそういうもののあり方について、どういうお考えで進めていくのかお伺いします。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 今後どういう手続を進めていくのかと、協定結ぶに当たって。少なくとも我々協定締結するに当たりましては、それぞれ対等の関係の中で協定内容を結んでまいりますし、やはりそれぞれ権利とかそういった部分のある部分についてはそれぞれ確認をしながら、あるべき協約、協定、そういった部分をしっかりと結んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。（「いいです」の声あり）

○志賀委員長 暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

午前 11時57分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○鎌田副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページなどをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

高橋卓也委員。

○高橋委員 前回に引き続き幾つかお伺いします。

午前中の質疑で前回の私の質疑をさらに深める質疑もございましたので、この協議会そのものの設立、それからの存続、それから解散と。その流れについて繰り返し質問することは今回はしないわけですが、まだいささか、回答はわかりましたが納得はできないという点は多々あるわけですが、繰り返し質問することはいたしません。

きょうお聞きしたいのは、端的に2点だけお伺いしたいと思います。

資料（その3）、きょうの資料ですが、この資料の2ページ以降、塩竈市災害復旧連絡協議会平成25年度臨時定例会（総会）報告書と。それから、臨時定例会（総会）の議事録、これが3月22日と。これが今回資料として提出されたわけですが、市としてはこの臨時定例会を開かれて、私も中読みしましたが、実質的に中身が切りかわって連絡協議会として引き続き継続してこの組織でやっていくという趣旨、この団体についてはどのような認識をお持ちか、お伺いしたいと思います。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 ただいまの質問にお答え申し上げます。

まず、臨時総会を開きまして、規約を改めて、そして有志の団体が塩竈市災害復旧連絡協議会を継承したというようなことで我々は受けとめたいんですが、ここであわせて、規約をごらんになっていただきたいんですが、第1条で塩竈市災害防止協会並びに塩釜建設協議会を併合し、名称を塩竈市災害復旧連絡協議会と称し、事務所を会長宅に置くということで規定された規約が承認されてございます。我々、まずはこの有志の方々の塩竈市の災害復旧に協力したいというこの真心に対しましては、これはしっかりと受けとめております。しかし、この規約上からいくと、それぞれの協力会並びに協議会が解散をしてなくてそれぞれの会が

独立して存続してあるというような状況であります。したがって、この1条に基づく災害復旧連絡協議会という部分についてはちょっと不確かな部分ありますので、担当を通しまして規約の変更をしっかりといただけないでしょうかというようなお願いもしましたし、私も先日、この代表者の方にたまたまお会いいたしまして、ご承知のとおりまだ仕事は残っております、災害復旧の。もし、こういったような正当なきちとした団体でありますならば、こういったような契約の対象にもなっておりますし、この設立の趣旨そのものがまさに我々発注しようとしている仕事に合致しておりますので、できますならばこの規約そのものの整理をしていただけないでしょうかというお願いはしたところであります。以上であります。

○鎌田副委員長 高橋委員。

○高橋委員 その規約の整理について新たなといいますか、協議会はどのような規約の整理をされたのでしょうか。回答あったのでしょうか。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 正式なお話というのはいただいておりませんが、難しい部分があるというようなお話はされております。それはいろんな経過があらうかと思っておりますので、なかなか私のほうではその理由等については確認してないところでございます。以上であります。

○鎌田副委員長 高橋委員。

○高橋委員 内形副市長がおっしゃったとおり、まだ6,200立米も残っているわけで、この臨時定例総会で開かれた、継続されようとしたこの団体が継続してやってくれば一番簡単な話だなというふうに私もそのとおりだと思うんです。ですから、もう少しこの総会を生かしてやれることはできなかったのかというのが私の、まずとにかく市民のためですから疑問なんです。そこまで市が努力されたのかどうか。

それと、言い忘れましたけれども、私、別に新聞でいわゆる報道されている分裂状態という、どっちかの肩を持つとかそんな気は毛頭ございませんので、その上でお話ししているんですけれども、もう少し努力される必要があったのではないかと思うんですが。

そして、もう一つと言ったらおかしいですが、今月をもって開催したいという連絡協議会の和田会長さんの申し出もあったというそのようなことは念頭にあったのか、なかったのか、その辺もお伺いしたいと思います。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 我々、協議会の解散というそのお話いただいたのは3月27日でございますので、この臨時総会そのものは3月22日ということで前もつての総会でございます。まして、重ねての答弁になりますが、臨時総会で規約を承認しているということでございますので、正式な手続の中で規約の改正やっただいて、同じ名称であったとしてもそういった継承をしていただければ、我々としてもお願いするようなケースも出てくるなと思っておりますので、言葉としては、さっきも申しましたように担当部を通してお話し申し上げましたし、私も、大変恐縮ですが、立ち話の中でございますが、そういった旨のお話をさせていただいたところであります。以上であります。

○鎌田副委員長 高橋委員。

○高橋委員 この間、委員の中からはかなり厳しい質問も出たわけで、端的に振り返ります。繰り返しませんけれども、平成20年のこの協定に基づいて、それから平成23年3月12日と、その時点では協定書すら結ばなかった問題、それから平成24年度末までという有効期限の存続の問題についても指導しなかったと、そこまで確認しなかったということについては、市長が何回も反省し、おわびし、謝罪し、陳謝までされたという。そして、解散の流れについても努力はされたけれども、その点では規約上、ルール上、大変ずさんなやり方をされているなというのはどの委員さんからも指摘されて、日付の問題なども含めまして。その点で、この問題だけについては、ずさんにやれとは決して言いませんけれども、市民のためを思って廃棄物処理を一日も早く進めるんだったら、せつかくこういう団体継続を申し出ているわけですからやらせるべきなのではないか。その前段階まではかなりいろいろな問題が起こり、おわびもしなければならないような、そして私、テレビのニュースも見ましたが、この特別委員会の委員長さんはテレビのインタビューに答えて、市民が本当に恥ずかしがっているというようなことも申しておりましたけれども、そういう事態に陥っていると。いま一度聞きますが、もっと努力することはできなかったのか、この団体の継続について。お伺いします。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 もっと努力できないのかということでございます。我々、今申し上げましたとおり、そういったようなアプローチ、働きかけはしておりますので、今後ともそういった部分では働きかけをしていきたいと思っております。以上であります。

○鎌田副委員長 高橋委員。

○高橋委員 それでは、6月10日の資料の本編のほう、2ページについてお伺いします。

先ほど別の委員さんがいわゆる業務の振り分けについて、多賀城市ではこういうふうによって不平、不公平感が出ていないというようなお話されましたが、私たち当市議団は東松島市、瓦れき処理で一番単価がかかってないというのだけ有名になってしまっていますけれども、実際どのようにやられているかというのを当市議団として視察に行ってきたわけですが、そこで委託後どうやっているのかというのを伺いましたら、市から基幹12社という12の大きなまず建設関係の団体つくって、そこに業務を委託して、12社のほかにももちろん小さいところもあれば、機材が多い、少ないもあれば、地域性もあると。12社が、今落ちついたんでそんな頻繁にやってないそうですけれども、毎週1回その基幹12社が集まって相談して、この業務をどこに頼むか、どの業者に頼むかというのをずっとやっていたそうなんです、見通しがつくまでは。そういう仕組みをつくれれば今回のような問題は起きなかった。

それで、この資料の2ページのところに書いてある、2ページの一番下です。会長の下に事務局があって、この事務局が班編成作業指示、巡回、班長報告、会員作業班にやるという、この事務局からこちらに委託する仕組み。そして、その上で、3ページの規約の第5条に書いてある、本会には次の役員を置く。その4段目下に、また事務局は会長の直轄とすると。こういう規約上の仕組みになっているわけです。事務局は会長の直轄です。そして、この2ページの仕組みでは、事務局が、実際に言えば、どの仕事をどこにお任せしますよ的な、会長直轄の事務局がやるという仕組みになっていると。この辺に、私、問題あるのではないかなと思う。だから、最初の入り口で全部丸投げしてしまうという仕組みをした自治体と、先ほど紹介された多賀城市さんや東松島市さんのように、東松島の場合は1週間に1回集まって相談して事業を不公平感のないように分担する仕組みを最初からつくったという。この差異がこれまでのいろいろな市民の間の不平や心配の声につながっているような事態になっているのではないかなと思うんですが、うんと忙しかったのはもちろんわかるんです。本当にやっている中でこういう仕組みをつくるという。でも、やっている自治体はそういう中でもあるわけですから、何でそこができなかった。私、そこは越権行為でも介入でもないと思います。相談して、そういう不公平のない。不公平起きないようにしてくださいねという指導ではなくて、それはもちろんそうなんです、こういう仕組みというのを提示するような、不公平が起きないような。それはほかでやっているんですから、塩竈でもできたのではないかなと思うんですが、そこはいかがでしょうか。

○志賀委員長 内形副市長。



○内形副市長 今、高橋委員のほうから他市の事例につきましてお話しいただきました。我々もまずはそういう思いをお願いをしたつもりでありますし、先ほど申し上げましたように、我々として行政指導の限界というのがあります。ですから、我々はその協議会の自主自立の部分でしっかりと構成員の方々の融和なり、あるいは適正配分というような部分での仕事の発注をなされているものと思っておりまして、なされるだろうというようなそういった期待感で発注したところでありまして、以上であります。

○鎌田副委員長 高橋委員。

○高橋委員 ですから、公平にやってくれという、公平にやっているものと思っていたでなくて、最初の段階で公平にやるような仕組みを業界としてきちんとつくるように助言すると。それは越権行為ではないと思います。相談だと思います。昔を振り返ってもしようがないのではなくて、すべての発端は、私はそこにあると思いますので、そこをなぜしなかったのか、できなかつたのか、お伺いしたいと思います。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 まず、先ほど市として発注する思いをお答え申し上げました。ただ、結果としてこういう事態が生じた、不和が生じたということにつきましては、我々も反省するところがあるのかなと思いますけれども、まずは発注するに当たっては、すべての方方で、塩竈の業者の方方で、そして適正な仕事をしていただきたいというような思いで発注したところがあります。結果としてこういう形に出てきたということでございます。以上であります。

○鎌田副委員長 高橋委員。

○高橋委員 あとは繰り返しても何か言葉遊びのやりとりみたいになりかねないので、ただもう少し責任感を持ってこの仕組みづくりに最初から当たっていればこれほどの事態は起きなかつたと、視察した東松島の限りでは。市民生活部長さんにご案内してもらってフロー図も見せてもらっていろいろお聞きしたんですが、今後のためにもそういう仕組みづくりというのは、これからもいつ何どきどういう災害あるかわかりませんから、ぜひつくっていただきたいというふうに思います。以上で終わります。

○鎌田副委員長 次、ございませんか。志子田委員。

○志子田委員 私も何点かお尋ねします。

前回の6月10日のときにもお聞きしましたが、その後、その件で私調べてまいりましたので、改めて確認させていただきたいと思います。

資料は6月10日開催の、そのときの別冊1ということで7ページと26ページと54ページ、最初の表紙見てもらうとわかるんですけども、平成24年3月28日に6件分の協定書の書き直し、期限が過ぎたのでということで、その日に6件、協定書を結ばれましたけれども、どなた様がつくられたんですかと。そして、日付は確かなんでしょうか、手書きですけどもということをお前のときに質問させていただきました。

それで、私もこれは誰がおつくりになったか、この筋はわからないということでしたから、では原本のほうだけ見せてくださいということで、環境課さんのほうで保管しておりましたので行って原本見てまいりまして、間違いがないということを確認してきましたのできょうのこの場所で、これはそのとおり協定書このままあるということだけはひとつ皆さんに伝えておきたいと思いました。

それで、その本物の協定書なんですけれども、割り印を押してないのではないですかと。必要か、必要でないかということもあるかもしれませんが、こういう大事な協定書関係は公的な文書の中でも最高の公文書でございますから、大体袋とじて割り印をすると、大事なものでしたら。そうでないんだったら、余り大事でなかった書類という扱いだったのかどうかわかりませんが、その辺のお考えありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○鎌田副委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 先日、志子田委員さんに環境課のほうで書類等を提示いたしましてその辺のご説明をさせていただいたところではありますが、今回資料で提出しております協定書26件ほどございますけれども、見てちょっとおわかりのとおり、割り印の押されているものと割り印が押されていないというか、現実的に原本のほうでも袋とじというか、表紙のところの割り印が押されていないものが現実にございますので、契約書に匹敵する大事なものでございますので、その辺は改めていきたいと思っております。きちっと割り印すべきものというふうには考えております。以上でございます。

○鎌田副委員長 志子田委員。

○志子田委員 よろしくお願ひします。ですから、この別冊1の1ページ、2ページ見ると、こちらの災害廃棄物仮置場の管理に関する最初の協定書はちゃんと割り印を押してあるものがこの議会のほうに資料として出されている。だけれども、ずっと見ていくと、判こ押してないのは、割り印押してないからやはりないものはないというコピーになっております。ですから、本当に大事なものでしたらそのようにこれからつくっていただきたいと思ひます。そ

の件は以上にさせていただきます。

きょう新たに資料を、6月19日開催の資料（その3）ということでいただきましたので、こちらのほうから何点かお聞きします。

この中で、5ページ、それでそちらの団体さんのほうから定期総会開催及び上申書の提出の件ということで5ページに状況報告が有志の方ということで書いておりますけれども、この中に気になったのは、塩竈市に200万円を寄附したことになっているがと、こういうふうには書いてあるんですけども、そういう寄附という行為は、もしも協議会のほうで市から委託を受けている団体の場合、この震災だから皆さん各企業で塩竈市のほうにいろんな方が全国からでもどこからでもそういう気持ちのある方はいっぱいご協力いただいたと思うんですけども、實際上、業務を委託されている状態ですよ、この協議会というのは。そうすると、随契で委託された業界だと。そういうところの団体というものは、市に対して寄附行為ができるのかどうか。まずそれをお聞きします。

○鎌田副委員長 荒井財政課長。

○荒井財政課長 まず、寄附でございますけれども、この平成23年度はかなり多くの方からのご寄附いただきました。もちろん支援金という形もあれば、直接被災者の方への義援金と。義援金の中には各企業さんも多くいただいております。もちろんその業者さんの中には、市との取引を行っている業者さんもございますので、あくまでも今回被災者の皆様への義援金ということのご寄附でございますので、市のほうではありがたくお受けさせていただき、それを速やかに被災者の方にお配りするというふうにさせていただきます。以上です。

○鎌田副委員長 志子田委員。

○志子田委員 いろんな企業の方から義援金いただいたということですから、その中の一つだという理解でしょうけれども、一般的には契約やっているときの寄附というのは、今回の震災だから許されるのかもしれませんが、そういう一般的なことについても寄附行為の規定というのはいないんですか。

○鎌田副委員長 荒井財政課長。

○荒井財政課長 寄附の場合は、いわゆる市に対しての負担を伴うような寄附の場合、これは議決行為になりますので十分な審査を必要とします。今回あくまでも先ほどご説明申し上げましたように、被災者の方への寄附だという位置づけでございますので、やはりそのご行為、ご奉仕に対してお応えしたいという形になります。

あと、なお今回のこのご寄附ということの内訳を再度確認いたしましたところ、今回災害復興連絡協議会さんという方からのご寄附という形ではなくて、その構成団体でございます塩釜建設協議会と、それから塩竈市災害防止協会の、それぞれ100万円ずつのご寄附ということで平成23年の10月にいただいているという状況でございます。以上です。

○鎌田副委員長 志子田委員。

○志子田委員 答えていただきました。それで、100万円ずつですか、200万円だから。建設協議会と、あとそれから協会の100万円ずつ。そうすると、それ10月ということですけども、ですからこの見方がちょっとひねくれた考え方する人も、私のように考える人もいるかもしれませんが、普通はそういう場合、仕事を受けて委託されている場合に寄附すると、その仕事回った分の見返りだと捉えかねられないから、そういう怪しまれる行為はしないほうがいいですよというふうな形で余りされないとするんですけども、100万円ずつ、市のほうでもありがたく頂戴して市民の皆さんのために利用いただいたということですから、寄附に対して余り文句は言えませんが、そのことちょっと気になりましたので聞いてみました。当局としては、それは合法的だというふうに考えているということだけわかりましたのでありがとうございます。

それで、ではこの2ページの協議会のこの報告書というのは、3月29日付で出された。そして、この定期総会は3月22日に実施された。それで、この会のこの定期総会というものが、これが協議会として認められるものなのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

それで、5月1日の市の全員協議会の資料で新聞報道が出ているのでちょっと5月1日の全員協議会の5ページ、新聞報道のところだけちょっと読ませていただきますけれども、1番の、市によると、協議会の会長が3月27日、市役所を訪れ佐藤 昭市長宛ての解散通知書を提出した。②市は、今月5日、精算結果を会員企業に説明することなどを条件に解散を認める文書を会長に渡した。ということで、一応条件つけて解散は認めますよという方向だと思いますけれども、そうするとこの解散を認めてこちらの有志の方が出された協議会のほうを正式な協議会とお認めになるのか。あるいは、この条件がそろってないから解散認められてないから、これまでの協議会のほうが協議会だという認識なのか、どちらのほうなのか、その辺のところ。それで、この精算結果を会員企業に説明することを条件にと。この精算結果、まだ出てないと思うんですけども、そういうことをこれからどのように、その辺のところを当局は整理なされていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 まず、3月22日に臨時総会で新たに発足した有志による災害復旧連絡協議会の位置づけをどう捉えているんだというようなご質問にお答えします。

これは先ほど高橋委員にもお答え申し上げましたとおり、我々としては設立趣旨のある部分については十分理解しておりますので、まずは規約の部分の整理をしていただきたいと。委員、この本日、6月19日付のその3の13ページ、ごらんになっていただきたいと思います。

ここで新たに規約を変更いたしまして、(案)となっていますけれども、臨時総会終わって承認されたということですので、これは(案)は消えていると思います。それで、第1条に塩竈市災害防止協力会並びに塩釜建設協議会を併合して名称を塩竈市災害復旧連絡協議会と称しということで規定しております。実際我々も、先ほど申し上げましたように、設立趣旨については我々も十分評価しておりますし、今後とも協力いただきたいという思いありますので、まずはこの規約の確認をさせていただきました。ところが災害防止協力会あるいは塩釜建設協議会がそれぞれまだ存続しておりますので、この規約をちょっと変更していただけないでしょうか。例えば、名称はそれでも同じとしても、この表現だけ変えていただければ、我々としては十分にそういったような設立目的に合ったお願いの仕方をしたいということで、先ほど来もお答え申し上げましたが、担当として、あるいは私もそういった部分でお話をさせていただいたところであります。

それと、もう1点、前の協議会の方々で精算やってないのではないかとという部分、これも前回のこの調査委員会のほうで私お答えしましたけれども、まず前の執行部の方々にはしっかりと報告をしてくださいと。平成23年、24年、これについて会員の方々に説明責任があるんでないでしょうかということでお話を申し上げました。我々担当のほうには情報として入っておりますが、この6月25日に旧執行部のほうで構成員の皆様方に外部監査を経た資料等についてすべて報告をするというようなことでお話を伺っておるところでございます。以上であります。

○鎌田副委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。そのように市の当局のほうからもいろいろ協議会のほうにご指導いただければいいと思います。私の質問は終わります。

○鎌田副委員長 ほかにご発言ございませんか。小野委員。

○小野委員 では、私のほうからちょっと方向を変えて質疑したいと思います。

資料の番号振られてない資料といたしますか、本編と言っていましたね。6月10日のナンバーの振られてない資料です。その32ページ、災害廃棄物処理業務担当課一覧というのを1番から51番まで、これは5月1日の全員協議会の資料をもとにしてつくっていただきました。それぞれの担当課はわかりますが、要はどこが入札、どこが契約にかかわってきたのかということでの資料が欲しかったわけなんです。それが前回うまく私のほうでも、発注元とかそういうふうな表現をしてしまったので、例えば財政課がやっているところというのが結構あると思いますし、それらについてどこが契約担当をなさったのか。1番からちょっとお聞きできればと思いますが。よろしくお願いします。

○鎌田副委員長 荒井財政課長。

○荒井財政課長 まず、財政課が契約した件数でございますが、全部で33件になります。

まず、上からNo.1からNo.9、これが財政課です。それから、No.10を飛ばしましてNo.11、ここからNo.21まで。続きまして、一次仮置場の分になりますが、No.30、それからNo.32、33、それから35、それから飛ばしまして37、38。そして、危険建物解体業務に当たりましては、こちらのほうはNo.44から49というふうな状況になっております。以上です。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野委員 それでは、環境課が直接担当して契約担当に当たった分はどれなのか、番号でお知らせください。

○鎌田副委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 環境課が携わったものについてご説明いたします。協定書に基づくものがほとんどなんですけれども、それ以外になりますと、ちょっとお待ちください。28番、越の浦災害廃棄物管理業務委託。あと、29番、31番、34番、あと39番、あと40番、申しわけありません、36もでした。36、抜かしておりました。失礼しました。40番、41、42、43でございます。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野委員 ありがとうございます。

それで、お聞きしたいのは、契約関係が議会にかからない状況でしたので、委託ということがかからないということでしたので、そういう意味で、契約は何回ぐらいで、例えば一次仮置き場については随意契約なので1回で終わっているのかどうなのかという、その内容をちょっとお聞きしたいと思います。

○鎌田副委員長 荒井財政課長。

○荒井財政課長 一次仮置き場の財政課所管分のご説明申し上げます。

まず、30番、新浜公園の瓦れきの分別委託と、378万円だったと思いますが、こちらは災害復旧連絡協議会さん1社として、これは落札は2回です。

続いて、32番、中倉埋立処分場の瓦れきですが、こちらも災害復旧連絡協議会さん1社で、これは1回です。

それから、続いて33番、埋立処分場、その2のほうですが、これも災害復旧連絡協議会さん、これは3回で落札です。

続きまして、35番、野々島、寒風沢の仮道路、こちらも災害復旧連絡協議会さんで、これは2回です。

続いて、37番の越の浦の仮置き場の造成工事、こちらのほうは8社で、これは1回で落札と。

それから、38番、高圧ポンベ、こちらにつきましては、これは1社で1回というふうな状況になっております。以上です。

○鎌田副委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 環境課につきましては、随意契約という形で災害復旧連絡協議会でありますとか、あと一般廃棄物のごみ業者にそれぞれ委託しておりますが、申しわけありません。入札の回数につきましては手元に資料見当たりませんので、あとで回答させていただきたいと思っております。

あと、大変申しわけありませんか先ほど1つ抜けておりました。No.10ですけれども、野々島漂着物の撤去処理清掃業務委託も環境課のほうで行っておりました。以上でございます。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。では、環境課での分については後でまたお知らせいただければというふうに思います。

そこで、お聞きしたかったのは、5月1日に配付されました全員協議会の資料の分野でちょっとお聞きしておきます。

これと先ほど資料の関係で新たにその3のところ、リサイクル会の名簿というのを1ページに提出していただきました。6社の名簿が出ているということでもあります。それで、実はこのリサイクル関係でいけば、中倉埋立処分場、ここが該当するところなんです、ここについて実際に5億9,743万9,500円の契約をしているといえますか、そういう仕事をしていただいているわけです。前回は触れましたけれども、契約、請負業者は塩竈市災害復旧

連絡協議会ですが、施工業者はリサイクル会。あるいは、もう一つの資料には豊島さんという形で出ているわけです。そこで、まずそのリサイクル会というのは、いつ会としてつくられたのかお聞きしておきたいと思います。

○鎌田副委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 リサイクル会についてのいつできたのかというお尋ねでございますが、リサイクル会そのものにつきましては、ちょっと我々のほうとしては、本市に事務所というか所在しております廃棄物関連の収集業者でゴミ処理のためにまとまった任意的な組織というふうに理解しております。設立月日とかそういうところの押さえを、リサイクル会さん自体もしているかどうかちょっとわかりかねるところですので、ご了承いただきたいと思います。以上です。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野委員 結局、中倉の埋立処分場に一次仮置き場として対応するときに、先ほどの質疑の中でも当初はいろんな協力の関係もあったので千葉篤さんがやっていたと。その後リサイクル会がやるようになったということですが、この辺についてももう少し明確にお答えいただきたいと思います。

○鎌田副委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 当初は、それぞれの一般廃棄物業者につきましても市内とか路上の瓦れきとかそういった業務、あとその他一般の平常時のごみ収集とかも行ってございましてなかなか収集業者さんも大変な状況にあったとは事実でございます。落ちついたというところがいつかというのもございますけれども、中倉のほうで集積が大分進みましていよいよ分別というところで瓦れきの分別が今後主体となっていくので、その辺精通した廃棄物関連業者にお願ひしたというような経緯で理解しているところです。以上です。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野委員 そうしますと、分別の段階からリサイクル会の皆さんにそれぞれ入っていただいたということのようではありますが、であれば、それはいつぐらいかというのはわからないと言ったんですか。先ほど何か6月とか8月とかというの聞いたような気がしているんですけども、その辺わかりましたら。

○鎌田副委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 具体的なちょっと日にちになりますと作業日報等になりますけれども、中倉の



あの仮置き場の業務の協定書が8月1日に結ばれて単価決めておりますので、その辺から本格的に入ったものと思われます。以上でございます。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野委員 先ほど分別を主体にということで8月ぐらいからそうだという点では、瓦れき処理類の運搬業務を含めて、運搬されてきたものを一次仮置き場のほうに置くというふうな取り組みでは大筋その時点で、8月直前で終わったというふうに見ていいんでしょうか。全員協議会で出されたこの資料、5月1日の。それに詳しく越の浦、新浜公園あるいは中倉、浦戸ということで、それぞれ分類して平成23年度、24年度の管理費とか、それから搬入台数、そして搬入推計量というのが出ておるわけですけども、ここから見ると、この辺が確かに4月から6月までは何も記入されてないから、これはどういうふうに見た、金額ですね、これは。運んだ台数とか量というのは書いてありますけれども、金額が書いてない。そういう点では、この辺は業者の皆さんのご協力で終わってしまったのか。それとも、この分がどこかに入り込んでいるのか。その辺を含めて、ちょっとわかりましたらお知らせください。

○鎌田副委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 災害復旧連絡協議会にいろいろ協議して、それぞれの仮置き場とかそのほかの建物解体とかの協定書で単価をそれぞれ協議して決めて協定書を結んでおりましたというところをご説明いたしました。それで、実際のところどんどん一次仮置き場に瓦れきが入ってきますので、分別というよりも、その当初は積み上げたりそういう集積作業のほう为主体であったと思われます。5月、6月につきましては、これについては協定書を結ぶ前ということで、それぞれ単独発注ということで災害復旧のほうにご相談して事務処理した上でお支払いをしていると。7月についても同じような形で支払いをしておりますが、7月については8月からの協定書の単価に基づいて支払うというような合意のもとでそういった支出をさせていただいておるようでございます。以上です。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。それで、一次仮置き場としての中倉埋立処分場について言えば、最初の運ばれたきた分野についての一次仮置き場の管理関係は千葉篤さんがやっていたということは間違いのないわけですね。そして、分別の段階で、8月の時点で、その後も解体した分は運ばれていきますから、当然それは運ばれていくのはわかるんですけども、その前の時点で分野でリサイクル会が実際に8月以降入札にかかわっていたのか、それとも6月とい

うか、千葉篤さんが入札にかかわってやっていたのか、ちょっとその辺だけお聞きしておきたいと思います。

○鎌田副委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 先ほどお話ししたとおり、8月からは協定書に基づいて単価を決めて災害復旧連絡協議会にお願いしておりますので、入札とかそういったことはございません。5月、6月につきましては随契ということで、これも災害復旧連絡協議会のほうにお願いをしておりますので、そういったことでの単独業者での入札とかということではございません。以上でございます。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野委員 ちょっと一次仮置き場のかかわりでもう1点お聞きしたかったのは、6月10日に私が、例えば越の浦の仮置き場のかかわりで千葉篤さんが6億200万円ですか、それで契約をしたのかどうかわかりませんが、千葉篤さんが現場での代表的な業者として見受けられたということでお話がありました。私は、この千葉篤さんの下に下請業者でもおいでだったんですかというふうに聞いたわけですが、それはわからないというお話でありました。ですから、入札そのものが、その時点で越の浦の仮置き場の入札をしたときに、塩竈市災害復旧連絡協議会としてやってはいるんでしょうけれども、その中で、そこから千葉篤さんなりそれぞれの、晃信さんなり、あるいはリサイクル会なりというような形でいっているというふうには思うんですけれども、その流れが見えないんです。千葉篤さんがもろに全部受けたのか、あるいは晃信さんがもろに受けたのかとかそういうことがわからない。それは、それだけの金額の分野が実際に発注されているわけですから、やはりどこがどういうふうに請け負ってやっていたのかということをはっきりしていく必要があるんじゃないかと。

それから、もう一つ、浦戸に関しては東華建設と東北重機とで9億3,700万円の、これは一次仮置き場の関係でそれくらい出ているわけですね。ところが、これも請負は塩竈市連絡協議会だけれども、施工業者は東華建設と東北重機だというふうにだけ出ているわけです。そうすると、どこにどういうふうに、その会社にお金が行っているのかわからない。しかも、浦戸に関して言えば、家屋関係で例の55軒の問題も含めて、これはやはり問題が明らかにされていない。結局きちんとどこに依頼したかということをはっきりさせてない。そこにやはり大きな問題が出てきたんじゃないかと。

家屋関係でも浦戸に関しては102軒ですね。102軒の金額というのは3億3,700万円です。

しかも、先ほど言いましたように、一次仮置き場の関係では9億3,000万円です。9億3,700万円です。合わせると12億7,500万円からのお金が塩竈市連絡協議会1本で行って、そしてそこで2社だけで、いろいろそうせざるを得なかったような状況については報告がありましたけれども、2社だけでそれを請け負ってやっているという状態です。そこにいろいろと本来なら浦戸の一次仮置き場についても、東華は幾ら、東北重機は幾らとかと明確に出すべきではないかと思うんですが、それはやはり今の塩竈市としてはわからないということですか。わからなければわからないでいいです。それは、その後の分での調査ということになると思いますので。

○鎌田副委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 浦戸の協定書が島ごとでなくて全部一次仮置き場として1本になっているというのはちょっと前にもご説明したかと思います。それで、その業務月報の積み上げというような形でそれぞれの島ごとに上がってくるような形になっておりますので、そういった求めであれば、ちょっと今現在ここでは資料を持っておりませんが、島ごとということであればお出しできることは可能かというふうには認識しております。以上です。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野委員 では、それは後から出していただきたいというふうに思います。

やはり今回の瓦れき処理を含めたこの災害廃棄物処理問題については、かなりの大きい金額、先ほど言われましたけれども、塩竈市災害復旧連絡協議会に55億円のお金をかけてお願いしていると。それは仕事を即やっていただくという点では、いろいろそれなりの取り組みをしていただいて当然感謝するのもあります。そういう中で、しかし今日の事態でやはりいろいろと、一つは市が、先ほどいろいろ皆さんから出ていますように、この災害が起きたときにどう対応するのかという点で、早いやり方ということで出されたこの状況だと思うんですが、結果的には大変な事態になってしまったということだと思います。そうでしょう。だって、一つは業者間の問題で片づけられない問題がありますし、この間言いましたけれども、上申書を提出された時点では、もうそういう業者間の問題で片づける問題ではないと。実際に塩竈市としてどう受けとめていくかと。市長としてどう受けとめていくかということが問われる問題だというふうに思うわけです。そういう点で、やはり今回のこの問題で、非常に塩竈市の業者間に大変な亀裂的な問題も生み出しているということも事実です。そういう点で、塩竈市にとっては大変な事態になってきているというふうに受けとめなければならないので

はないかというふうに思うわけですが、そういう点で、これからもまだあれだと思いますけれども、質疑はそれぞれ続くんだと思いますけれども、そういう気持ちで今臨んでいます、ちょっと1点だけ、もう一つお聞きしておきます。

先ほど鎌田委員のほうから金属関係の問題で質疑がありました。今、委員長席に座っているのね。前回出された資料でしたね。本編の29ページだそうですが、この29ページに、実は越の浦と浦戸地区の分野で金属スクラップなどの処理状況一覧というのが出ております。これですと、トン数でいけば9,338トンということだと思います。金額で7,470万4,400円が市のほうに入ったというふうに言われているわけです。全員協議会で出されたあの資料の1ページのところを見ますと、この越の浦と浦戸地区だけの搬入推計量は17万4,986トンではないかと、この計算では。そのうち9,338トンというのは妥当な数字なのかどうかということなんです。そういう点で、これについてはどういうふうに見ていますか。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 金属スクラップの搬入量と、それに伴う塩竈市の受け入れ金額についてということでございます。こちらトン数に直すと9,338トンということでございます。私ども、災害廃棄物というのはどのくらいの量出のかというのを、例えば国の国立環境研究所等でお示ししている部分なんかございまして、そういったものを参考にこれが実際の塩竈市全体の搬入量に比べてどうなのかということはマクロベースで一応確認のほうさせていただいております。それによりますと、例えば平米当たり20キロ程度、例えば解体をした場合に平米当たり20キロ程度出るような場合には、全体としまして全体の数量が46万6,000平米ぐらいになると。これを今回解体しました1,232軒というので割りますと、おおむね1戸当たり、1戸当たりの例えば建物の面積が逆算すると400平米弱になるということになると、住居の大きさですとか倉庫の大きさとか本当にまちまちではありますけれども、大体解体した1戸当たりの面積が400平米程度であれば、大きな意味でそれほど差がないのではないかなというふうには理解しております。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野委員 余り差がないというようなことですので、ではこれはこれでいいのかなと思いますけれども、いずれにしても出されておりました金属スクラップなどの問題については、市にお金が戻るということで重要な課題ですので。これはどこにお金が入っているんでしょうか。会計処理についてお聞きしたいと思います。

○鎌田副委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 一般会計の雑収入のほうにスクラップの処理料ということで、前回の議会で報告させていただいております。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。

それから、もう一つは、最後に、それこそ業者間の中、これはナンバーのない資料の33ページのこの一覧表、これは前回も触れました。これは危険物解体だけです。そのほかに、これに一次仮置き場の問題、あとほかの部分というのは小さい金額になっているようですからあれですが、そういう点で、この危険物の解体の業務委託のかかわり、そしてさらには一次仮置き場のかかわりで、本当にまさに仕事を多くとっているところだけがとるという状態が明確になっているわけです。そういう点で、これは何回も何回も出されているので当局のほうももう十分わかっているということだと思いますけれども、こういうふうな資料が明確になっている中で、仕事を本当にそれぞれこういう問題がないような状態をつくっていくということが当初から必要だったんだけれども、それができなかった。そういう意味では、上申書が出てからどれくらいの仕事量が出たかわかりませんが、努力したのがあったのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

○鎌田副委員長 どなたかご回答願えますか。内形副市長。

○内形副市長 ただいまの質問で、上申書出てから発注の部分の効果が、行政側のほうとしては執行部のほうに対しましては適正配分をお願いしますと。不平不満出ておりますよということでお話し申し上げまして、適正配分をお願いしますと言いました。それ言ったことが、では実際の仕事の見直しにつながったかとなると、ちょっと我々何とも申し上げることができませんが、いずれ11月5日にいただいたということで、平成24年度の発注もすべて終わっているという中ですので、家屋解体についての影響というのは恐らくなかったのかなと思っております。以上であります。

○鎌田副委員長 ほかにご発言はございませんか。佐藤委員。

○佐藤委員 朝1回行いましたけれども、もう一回、きょうの時点で市長初め行政の皆さんにお聞きしておいたほうがいだろうということで再度質問させていただきます。

まず初めに、新聞などで公金と個人情報という問題がよく出るんですけれども、この公金、いわゆる国の復興交付金というのは、私は公金であるし、また末端まで公表すべきものであ

り、個人情報というのは、それは全くかかわらない問題だと思うんです。例えば、私たち議員、政務調査活動費、調査費というのがありますけれども、年間24万円なんですけれども、塩竈では政務調査費、1円たりとも、それは全部公表し公開しているんですけれども、この今回の災害復興に対する公金と個人情報というのはあるのかどうか、見解をお願いします。

○鎌田副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 この委員会を通してご説明申し上げておりますが、我々が発注している金額はすべて公金であります。したがって、再三申し上げますが、公金が目的に合致した使われ方をしたかということについては、あるいはそのでき上がったもの、今回の場合は瓦れきでありますので処理したものが、発注した量がしっかりと処理されたかということについては、これは行政側として当然しっかりと進行管理なり、使途が目的どおりであったかということについては検証し、その結果を市民の皆様方に公表するということについては、これは当然の義務だと思っております。したがって、今回もそういった目的に合ったようなさまざまな資料をこういう形で出させていただいているということをご理解いただきたいと思えます。

○鎌田副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 一部新聞報道など見ても、瓦れきの業者の末端までちょっとされてない文言がありましたので、これは今、市長言われたように、もうすべて公表すると。あるいはまた、チェック、検証してやるというお話でしたのでわかりました。

それで、私は、次の課題として5月1日の全員協議会資料の、先ほど新聞に関してちょっと質問いたしましたけれども、4月13日土曜日の新聞報道の中で、業務減で解散伝達という報道の中で、その①といういわゆる当局のコメントの部分で真ん中に、市は協議会の規約に照らして定例会で期間の延長がされないので、3月31日をもって自動解散したと考えるという見解を述べているんですけれども、市はこの協議会の規約に照らしてのこの「規約に照らした」という部分というのはちょっとどこなのか。規約を通して提示、示してください。

○鎌田副委員長 佐藤市民総務部次長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 「規約」と書いてはありますけれども、このとき出された書類が災害復旧連絡協議会としての解散しますという文書ではなくて、それを構成している2つの団体から出されておりますので、そういう関係で連絡協議会の総意として出された文書ではないというふうに判断いたしました。以上でございます。

○鎌田副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 それが、私はそういう意味でうんと不思議なんです。だって、今まで契約する事業は1つでもってなっていたのに、解散するときもその規約をベースにして解散云々という内容でなければ一般的にはおかしいなというふうに思っているんです。そういう意味で、わかりました。わかりましたというか納得しませんけれども。

それで、同じこの本編に、これまた49ページ、市長から災害防止協力会会長、和田 忠殿というふうに、組織解散についてのお願いということになっています。あと、次のページ、50ページ、塩釜建設協議会会長、津田清司殿というふうにして同じ内容で、私は、この解散に何でこの2つにこういうお願いというか、解散の清算事務を執行されるように、理解を深めるよう適切な対応をお願いしたいと市長から、何でこれ分散しなければいけないのか、そこのところちょっと腑に落ちませんので、ご説明お願いします。

○鎌田副委員長 佐藤市民総務部次長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 先ほどお話し申し上げましたけれども、本編のほうの48ページのほうで塩竈市災害防止協力会と建設協議会、こちらから解散しますということで文書いただきました。先ほどお話ししたとおり、災害復旧連絡協議会からの文書ではなかったので、そのお願いという形で出してこれら2つの会に対しましてそれぞれ同じ文書を差し上げております。その中で、会員さんの中でいろいろ疑義もあるので、その疑義を解消するようにお願いしますということでのお願いの文書というふうになっております。以上でございます。

○鎌田副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 同じ回答なんですけれども、ということは、この以前の復旧協議会さんは、臨時総会で新しい協議会ができたことによって、もうこれは旧然たるものはもう消滅したという市の認識であるのかということをお聞きします。

○鎌田副委員長 佐藤市民総務部次長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 本編のほうの3ページ、規約がありますのでごらんいただきたいんですけども、その第7条でございます。役員会は必要に応じて会長が招集し、定例会は役員会が必要と認めた場合に開催するというふうな規約になっております。今回の新たにできた災害復旧連絡協議会の設立に関しましては、この第7条の要件を満たしていないということですので、全く別の会ということであればそれはそれでお認めするというか、成立はあると思うんですけども、従前の災害復旧連絡協議会、これを踏襲するという形では

ちょっと要件満たしていないのかなということ判断させていただいております。以上でございます。

○鎌田副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 いわゆる結局定例会を開かれない協議会であったから、これは消滅したというふうに判断したということになると思うんです。私、この規約見ても、今の文言、第7条、役員会は必要に応じて会長が招集し、定例会は役員が必要と認める場合に開催すると。いわゆる会長が定例会を認めなければ、あるいはまた役員の方々が認めなければ開催する必要ないというような、ある意味ではこの規約自体が本当に、その11条においては、前にも言いましたけれども、連絡協議会は平成24年3月31日までとする。そして、継続する場合は定例会において決定するというふうに、ここに有効期間と継続については書いているんだけど、しかしその決定する定例会の基本的な問題は、会長と役員会が握って会員の声が全然反映されない規約になっているということは、一つの、朝言いました能力なき団体と言われるポイントにおいては、非常にこれは大きな問題を私は持っているというふうに思っております。それは、今あえてまた何度も言っているというふうになるからここでお答えは求めませんが、結局更新するときも協議会の主導で、解散するときも全く委託者である市のほうに説明も何もなくて、1通のペーパーで市は全く受け身の状態であるということが非常に端的に、今この協議会と市の関係というのはあるのではないかなと思っております。ここに一つの、私は平等というよりも基本的にここら辺が一般常識的な委託と受託の関係において非常にすっきりしない、いわゆるちょっとわかりにくい関係だなということを感じるんですけど、何かコメントありましたらお願いし、私の質問はこれで終わりたいと思います。

○鎌田副委員長 ありませんか。内形副市長。

○内形副市長 委員ご指摘しているこの協議会の運営については、わかりにくい部分あるというようにご指摘です。我々としても本当に理解できない部分も確かにございます。しかし、発注者と受注者の関係においては、我々としてはしっかりとしたい仕事をしていただいたなと。それぞれの企業の方々あるいは協議会にも仕事していただいて、そして履行を確認した上でお金をお支払いしたということでございます。以上であります。

○鎌田副委員長 菊地委員。

○菊地委員 私からも午前申したんですが、うちらほうの佐藤委員が今したのに関連してなんですが、確かに文書とか出て、そのとおりかなというのが、文書でいえば6月10日に出された



番号の振ってないやつで言うと、2ページでは災害復旧連絡協議会設置しましたということで行政に報告がなされて契約をしていったと。それで間違いございませんよね。それだけまず確認していきます。

○鎌田副委員長 どなたか、ご回答をお願いします。内形副市長。

○内形副市長 従前より説明しておりますとおり、まずは平成20年の緊急時の災害応援協定をもとといたしまして、この3月12日付で災害復旧連絡協議会の設置ということを我々通知を受けて、その協議会との、市と、発注をさせていただいてきたということでございます。

○鎌田副委員長 菊地委員。

○菊地委員 今、副市長さんからそういった確認がされました。しかし、設置された。私からすれば、災害復旧連絡協議会という団体と、あと市の協定書やら規約に基づいて、ずっと平成24年の解散されるまでの間は、この契約関係が成立していたということで間違いございませんよね。まずそれを確認します。

○鎌田副委員長 内形副市長。

○内形副市長 おっしゃるとおりであります。この協議会設置に基づきまして、我々はその災害復旧工事につきましてお願いをしてきたというところでございます。以上であります。

○鎌田副委員長 菊地委員。

○菊地委員 今、確認をしているわけなんです、それでほかの委員さんはどう思われるかわかりませんが、私は不可解なのは、契約を、災害復旧連絡協議会ができて、それで市民のために一生懸命処理をしてもらってここまで来た。それは皆さん事実だし、認めるころだと思えます。しかしながら、ある日突然この会がなくなるんです、災害復旧連絡協議会というのが。それは、3月27日付の市長宛てに解散について。会を認めておきながら、今回は連名で解散の通知が来ると。こんなのおかしいですよ。災害復旧連絡協議会の会長名で解散の通知が来るんだったら、市で、はい、受けました、どうだというのが、何で2社の協力会さんと建設協議会さんの連名で認めるのか。そうしたら、今までの災害復旧連絡協議会というのは何だったのかという疑問生じませんか。ほかの委員さん、そう思いませんか。私は、ずっと見ていて、言おうか、言おうかとは思っていたんですが、何か、ある日は災害復旧連絡協議会に事業を委託しました。契約しました。そして、お願いしました。あと全然わかりません。もうそっちの税金はちゃんと使われていました。事業もしてもらってましたという説明がずっとありました。そして、何で、解散のときに名前が違っています。そして、今度

新たにつくった協議会やらの方が、その両者の名前が入っているから文言訂正してほしいというような。何かちょっと偏った見方を行政がしているのか、事務処理が全然違うのではありませんか。私だけの見方が違うのかどうかわからないけれども、市から出された資料をもとにすると、そういうちぐはぐさがあるんだけれども、それで皆さん納得して、いいんだ、間違いないんだと言うんだったらこの委員会やめたほうがいいと思うんだけれども、私は違うんでないかなと思いますので、明快な答弁をお願いします。

○鎌田副委員長 佐藤市民総務部次長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 48ページの解散についてというお願いは、委員おっしゃるとおり、協力会と、あと協議会の2つの会からの連名で来ております。そういう関係で、塩竈市としましては、災害復旧連絡協議会としての文書ではないという整理はさせていただいております。それで、それに対する返答が49ページ、50ページと同じ文章で、それぞれの会長宛て文書を出させていただいております。その中では、その文書に基づいての解散ではなくて、規約に基づきまして自動的に3月31日をもって解散したものと、塩竈市では受け取っておりますということで回答させていただいております。以上でございます。

○鎌田副委員長 菊地委員。

○菊地委員 片一方は法的に、自動的にと言われるけれども、役所というのは文書で始まって文書で終わると。私、大先輩方の議員さんから、そして行政とのやりとりではそのように教わっていたんですが、ここではいつからそういうふうに変ったのか存じませんが、違うんですかね。私は、こういった処理の仕方が混乱を招いている一因でないかなと思うんですが、私の見方が違うのか、考え方がわからないのか。もし、ここが違うよというのだったらはっきり私にわかるように教えてください。

○鎌田副委員長 佐藤市民総務部次長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 解散につきましては、いただいた文書を塩竈市として了として解散を認めますということではなくて、規約に基づいて1カ年度ごとの協議会の存続というふうに解釈できますので、総会等を開きましてもう1カ年度仕事をやるということの会としての総意がなかったもので、そこから持っていくと自動的に3月31日をもって解散したというふうに解釈させていただいたということでございます。以上でございます。

○鎌田副委員長 菊地委員。

○菊地委員 その解散云々よりも、この市に出された48ページのこういう書類は無効だと思えば

いいんですね、では。そういう理解でいいんですね。

○鎌田副委員長 佐藤市民総務部次長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 無効といたしますか、こういう災害復旧連絡協議会としての意思ではないということでございますので、塩竈市としては協議会の総意として出された文書ではないというふうに解釈しているということでございます。以上でございます。

○鎌田副委員長 菊地委員。

○菊地委員 やりとり聞いて、市民の方はわからなくなって、何言っているんだというふうな思いだと思いますが、あと次回のときまで理解できるようにしたいと思いますが、この時系列的に見ると、この解散劇にしたって、文書は協議会そのものでないということの今確認とれました。しかしながら、解散は自動的に、土日挟んでいるかどうかわからないんですが、29日に受理。何か、誰もこの文書が正式でないとすれば、それを受理するほうも受理するほうだなというふうな疑問が私は起きているわけなので、その辺を今確認したかったんですが、ここでやりとりするかどうかを悩んでいます、あとは市民の皆さんがこのやりとりを聞いていて、菊地、間違っているよというのであれば、私は市民の方からもそういったご意見を聞きたいと思います。きょうのところはこれで終わります。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 私のほうから、きょうの資料、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会資料（その3）ということでちょっとお伺いいたします。

きょういろいろなこの資料の中に出てくる中で、私どもも理解できないものですからちょっと伺います。

工事完成までの書類は一体何種類あるのかということです。この何件かの工事の資料に対して、市役所が提出した書類、一つ、支出負担行為書、二つ、完成届、三つ、完成検査復命書、四つ、業務完了届、五つ、契約履行確認調書、六つ、変更負担行為書。一つとしてこれ全部ないんです。

それから、もう一つ、私、伺いたいのは、公印押捺済みの意味です。この資料にある公印押捺済みの意味を教えてください。

それから、私が知りたいのは、業務をするときに業務伺書というのがないのでしょうか。それが知りたいんです。土木工事します。要するに、工事支払い、支出負担行為書、完成届、完成検査復命書、業務完了届、契約履行確認調書、変更負担行為書でない、この仕事をした

いという書類はないのかということをお聞きしたいんですけれども。

○鎌田副委員長 荒井財政課長。

○荒井財政課長 今、何点かお話がありました。

まず、一番最後のお話になってしまいますけれども、一番最初の伺いというのは必ずございます。例えば、工事にしては起工伺い、それから契約にすれば契約の伺いということで、こういった事業、こういった工事あるいはこういった委託を行いたいという決裁を必ずとります。当然その中には、仕様概要でありますとか、あるいはその担当者が、あるいは担当課が積算をいたしました設計の金額でありますとかそういったものをまず一番最初に伺いとして出します。その後、通常の業務ですと財政課が所管でありますれば、財政課のほうに引き継がれ契約行為を行っていくというような流れになってまいりまして、財政課はその内容を見まして、金額が例えば2,000万超えるものであれば指名委員会に付するでありますとかそういうふうになりますので、そういったまず伺いはとるということです。

○鎌田副委員長 田中委員。声をもう少し下げて、マイク使う、使わないの問題ではありません。

○田中委員 わかりました。一つだけお伺いします。この今までの書類の中で、その起工伺書がないんです。どうしてないんだかというのを聞きたいんです。

○鎌田副委員長 どなたか、ご回答お願いします。内形副市長。

○内形副市長 大変申しわけないと思っております。田中委員がそういった部分でご質問されました。大変恐縮ですが、実はこの6月17日まで配付させていただいたその3の資料にあわせて、参考資料としてワンペーパーの資料をお手元に届いているのかな。この資料ご配付させていただきました。これ資料要求はなかったんですが、第3回目の調査委員会の際の質疑の中で、支出負担行為なりそういった部分で額の区分がなかなか部長あるいは課長権限が随分大きいのではないかというようなことをご指摘受けましたので、このお手元に配付した資料につきましては、起工伺いから始まりまして支出命令までの一連のフローを出していただいております。したがって、今1から7までのその一つの仕事の発注から完了まで、そして支払いまでの7つのチェックというか、そういったような作業をこちらでは抱えております。いずれ、今、田中委員が指摘された部分については、本来でありましたら、この7つの部分でお示しすればよくご理解いただいたと思いますが、資料の要求等、言いわけでありませんが、要求等に応えたつもりだったんですが、不足の部分ありましたことについてはおわび申し上げたいと思います。以上であります。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 結局、先ほど皆さん申しているのは、私ども議員一人一人が市役所のいろんな仕事はわかるんですけども、書類の一つ一つがわからないんです。そして、市役所から出てきた書類がすべてだと思って議論しているわけです。透明性を確保するという事は、議会に提出することがまず当局の透明性だと思う。議会そのものがわからなければ何の解明もできないわけです。今初めてここに起工伺書というのがあるということを知ったわけです。

そして、もう一つ聞きたかったのは、一連のこの資料の中に、「のみ」という形の字が入っているわけです、コピーの中に。きょうのその3の33ページ見ていただきたいんです。「支出負担行為書のみ」という形で書いてあると、このような話のフローの仕事がなっていないのかなという疑いを持つわけです。だから、きょう全部を書類拾ったら、6カ所の資料の名前が出てきたわけです。では、これを伺うときに、市長が決裁する最初の資料はどういうふうなものかとお伺いしたらないんです。だから、聞いているわけです。議員一人一人をきちんと説明したいのであれば、そのような資料をつくって提出するのが当局の仕事だと私は思っているから、大きな声で話しているわけです。頭に来ているんです。なぜかという、資料の仕組みで仕事をしているわけです、役所は。先ほど菊地委員が言いましたけれども、文書に始まって文書で終わると言われるほど、民間の人には文書を要求する役所が、どうして自分の透明性を確保するときにそれがしないのかというのに腹が立っているわけです。いいですか。我々は、今回協議会の問題で新聞紙上あるいはテレビで騒がれたからこの問題を議論しているんです。私どもがすべてを知っているわけではないんです。出てきた資料の中で、どのようなことがあるのか。市役所にミスがないかということが証明できることを願ってこの会議を開いているはずなんです。それなのに、どうしてそういうことが出てこないのか、非常に残念でならないんです。そこが問題なんです、今回の事件は。私どもは知らないんです。

市役所の決算資料の中で、この間盛られた5月1日の資料の中に、5月1日の市議会全員協議会の資料の中にある。金額が、6月10日ですか、いただいた何もない資料、本編の31ページと比べてください。それで、これで比べると、勘定科目の違いが明白に出てくるわけです。なぜこのようなことが起きるのかということなんです。私どもには、この5月1日の資料で一次仮置場管理業務と言われたものが、どうして災害廃棄物運搬業務委託料に入ったり、災害廃棄物処理業務委託料あるいは仮道路工事あるいは仮置場整備工事という名目に変更にな

っていくかということではわからないのであります。なぜかということ、資料というのは役所しか持ってないんです。我々は、役所に見せられた資料で議論しているわけです。だから、役所に聞いているんです。そのときにきちんとした話をさせていただきたいんです。それがしていただければ、我々にはわからない。財政課長、一言言ってみてください。

○鎌田副委員長 荒井財政課長。

○荒井財政課長 私からお答えしているのかどうかちょっと戸惑うところがありますけれども、まず先ほども副市長からお話あったように、今回まずご要求いただいた資料を出させていたという点では、すべては網羅させていただいているというふうな理解でおるといことです。

確かに、委員さんがおっしゃるような、役所には非常に複雑な事務の過程があるということがございます。ですから、一々その全部の過程をお出しするというお話をまず前提として資料としてお作りすればよかったのかなと。まずそこは反省点としてあるのかなと思います。ただ、今回お出しした資料というのは、皆様からのご要求に応じてそのすべてを出させていたという経緯のものでございます。以上です。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 それでは、このきょうの資料のその3、33ページ、「支出負担行為のみ」という意味を教えてください。

○鎌田副委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 こちらの「のみ」の意味でございます。「のみ」の意味の前に、ちょっと誤解を招くような形でこういった記載がございましたことをおわび申し上げなければいけなかなと思います。こちら「のみ」の意味なんですけれども、書類の決裁上、支出負担行為というものを起こしたときに同時に支払いが出てくる場合は、支払いのほうの伝票もちょっとこの上に重なってついてまいりまして、そういったものが一連の書類としてかなり分厚くなってる関係があつて、この「のみ」ということが書かれている場合は、この部分だけ判こ押せばいいという単純な、そういうのを庶務担当の起票者が上司と稟議する際にこういうふうを書くスムーズに流れるというようなことでこういう書き方をよくする場合がございます。それを結果的に、その処理終わった後に消すべきなんですけれども、これがそのまま残っているといことでございます。大変恐縮でございます。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 そうすると、決裁関係の形でこういうことが書いているわけですね。それならいいんですけれども。ただ、一つだけ思うのは、先ほど、きょうフローが出されましたけれども、工事があるのであれば、このようなフローの書類を用意すべきじゃないです。これが見せるということだと思うんです。透明性を確保するという事は、最低限こういう7つの書式があったなら、1つの工事に関して全部出せとはいいませんけれども、その工事の説明がきちんと連結してわかるような仕組みにならなければ説明にならないと思います。一つ一つがそういうことなんです。あなたたちはわかっているからこれでいいと思っているんです。我々はわからないんです。わからない者に対しては、一つ一つきちんと説明してくれなければわからないんです。まず、書類のことはいい。あと、それを後日出していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、協議会の件でお聞きします。

協議会がもし税務申告書を提出しなければ、大変な問題が発生すると思っているんです。協議会として平成23年3月か4月からはじまり、平成25年の3月31日までやりますと、法人であれば決算期でありますけれども3月31日で来るのか。そうすると2期分です。法人でしないで個人で申告するとなると年度なものですから、平成23年度、24年度、25年度の申告書が必要になります。

そして、もう一つ問題があります。申告ができてないという新聞紙上の話を、協議会の誰になるかわかりませんが、新聞で述べております。ここに問題があるんです。この間のこの委員会でも問題がある発言がありました。どういうことかという、同じ趣旨です。忙しいから請求書を出し忘れた。そういう業者さん、私、会ってみたいです。業者はお金が欲しいんであります。お金が欲しい人が請求書を役所に出し忘れたから4カ月分まとめて出して、4カ月分一緒にもらう。そういう業者は、私、今まで会ったことありませんので、今度会わせてください。お願いします。おれはそう思います。お金が一番大切な民間の人たちが、請求書を出し忘れるということはないと私は思います。

それと、もう一つ、いいですか、仕事をしていろんなことをして、それができないとか、できるとか、受けたら必ずやるのが民間の人たちです。もう一つここに大きな問題が出てきます。もし3年分申告をしなければ、これだけ新聞で騒がれているのに税務署が入った場合には問題が起きます。いろんな問題が起きます。団体で申告できているうちはいいんです。個人名でいったときいろいろな問題が発生します。個人名で代表者が修正申告しなければなら

ないときに、この人は電気工事業と聞いているんです。土木請け負えないんです。いろんな問題が発生するんです。だから、大事なんです、申告は。自分のほうからまずもって申告し、それが赤字か黒字か私どもにはわかりません。でも、申告ということは一番大事な最低限の社会人のモラルだと私は思います。それを指導できない役所ではおかしいと思います。もしそういう事例が、塩竈市が仕事をなさっている人たちにあるのであれば、至急全部指導していただきたいんです。なぜならば、必ず公金を受け取るということは税務申告があつてしかるべきなんです。それがこのように任意の協議会であっても必要だと思います。そういうことを今現在あるのかどうか、教えていただきたいんです。

○鎌田副委員長 内形副市長。

○内形副市長 まず、資料の提出につきましては、我々今後とも議員各位にご理解いただけるような配慮した資料づくりに意を配してまいりますので、ぜひとも今後ともよろしくご指導をお願いしたいと思います。

2点、お答え申し上げます。

まず、納税の関係でございますが、我々もちょっと心配の部分もございます。その納税等につきましては、旧執行部の方々、事務局の方にはしっかりと納税申告をお願いしますということで我々のほうも指導したつもりですし、いずれ監査法人あるいは会計事務所が入っているということでございますので、これについてはそれ相応の対応をしていただけていると思いますので、いずれ先ほど申し上げましたように6月25日には協議会としてそういった説明責任を果たすということでございますので、そういう推移を見届けてまいりたいと思います。

また、請求書の漏れ、4カ月間滞納、ためてしまったというようなそういった事例、確かにこの間の委員会でそういったあれ見受けられました。これにつきましては、担当のほうでも説明申し上げましたとおり、かなりの発災直後の混乱の中でのそういう出納事務だということで、それぞれのうかつな部分はあったということでもありますので、それ以降については我々しっかりと仕事をしていただいたものについて支払える処理が整い次第早急に支払っておりますので、この辺はご理解いただきたいと思います。以上であります。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 それをどこで見たかちょっと思い出してないんですけれども、資料の中に、この払った日付が書いてあるの。今の副市長の答弁の中で、それまでは払っているんです。それ以降だから聞いているんですけれども。それも億単位なんです。6億ぐらいの工事費で4億を



一気に払っているんです、1年間で。そういうことで果たして可能なのか。ちょっとその資料が今見つからないので、いっぱい資料もらったからいつだか忘れてしまうんですよね。どこに行ったか忘れたけれども。そういうことなんです。なぜかという、業者の方々は何ぼ忙しくたって市役所に出す請求書、夜なべしてもつくるはずなんです。そういうことを認識してよろしく願いいたします。

それから、次に聞きたいのは、委託契約ということの中身なんです。委託は議会に通らないんです。市長が委託と決めればそれで終わりなんです。果たしてこれほどの金額、こういう問題が起きたときに、これからどうなさっていくかということを知りたいんです。委託というものは、何ぼの金でも議会を通さず、誰もわからなく、議会にも報告なくて、今回言ったんです。なぜそういうことが起きたかということをつぶさに調べましたら、去年の9月の決算資料なんです。決算特別委員会の資料なんです。これで、この5月1日の資料で見ますと、委託でやった瓦れき処理が12億と出ているんです。ところが、我々が決算で求めた随意契約書は災害復旧協議会では1億9,833万4,000円しか記載されてないんです。それから、委託と言われる別な項目の委託というのには2億ぐらいしか入ってない。2億1,546万円。（「どの資料になりますか」の声あり）決算特別委員会の資料なんです。24ページなんです。ちょっと皆さん持ってないかもしれませんが、役所は全部資料オーケーだと聞いていますから、今回の場合は。そうすると、12億という数字にならないんです。どうしてならないのか。単価契約だから出さなくていいんだという発想だと思うんです。ちょっとその分を仕分けが違う。我々は仕分けを出してほしいと思ってこういう資料を出してもらっているんです、議会として。でも、今回の問題起きなければ、我々は誰もこの瓦れきの委託料が12億という存在を知らないんです。ただ一つだけ書いてあったのが、決算委員会の資料の116ページだかにある1行なんです。ところがわからないんです、中身が。

そういうことで、我々はどのようにしたら決算の資料がとれるのかということをお聞きしたいんです。どういう項目を要求すればこのような資料に合致する金額の資料が出てくるのかということ。ここで瓦れきの委託料、5月1日の資料、12億1,716万円とあります、平成23年、仮置き場の委託料。ところが、その委託料の明細がこの決算資料からは浮かばないんです。それが問題なんです。私は、これがもし9月議会で全部網羅されている資料であれば、こんな問題起きてないと思います。決算委員会でこの問題を議論したはずなんです。それが、我々議員にはどうしてこれが見えないのか。どのようにしてこの資料をつくったのかと。そう

いう趣旨を今変えていかなければ、またこのような問題が起きるからこういう話しているわけです。皆さんがいろいろ資料を要求している。その資料要求の中で、平成24年度委託は、随契は1件当たり130万円以上となっているんです。130万円以上の金額に対して、この地区別で見るとこれほどの金額がどうして載らないのか。そこが知りたいんです。私が幾ら考えてもわからないんです。こういうことでは、我々議員が当局から説明受けて見る資料に不足が常に起きてくるということなんです。それを教えていただきたい。

○鎌田副委員長 荒井財政課長。

○荒井財政課長 まず、決算資料のお話ということでございました。決算資料でよく130万円以上の随意契約でありますとか、そういったものの資料、ご要求をいただいております。決算・予算特別委員会は同じでございますけれども、いわゆる財政課所管分としてということになりますと、こちらのほうでまず全部お出しさせていただいているという状況でございましたけれども、ここは財政課もちょっと反省しなければいけない分野として、例えば担当課が行っていて130万円以上の随意契約のものというのまでちょっと拾っていないというところが実際問題ではなかったのかなど。今それは反省してございます。ですので、今後でありますけれども、すべての状況を確認した上で資料のほうをおつくりするというふうな心がけをまずさせていただきたいと。手前どものほうの財政課のシステム上でのお話になってしまっているものですから、そこは一步踏み込んだ形で資料づくりを考えさせていただきたいと思っております。以上です。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 結局今までのシステムがそうだったという考え方では困るわけです。問題起きて後回しになってから、本当であるならば、先ほど菊地委員が言ったように、去年の9月にこの問題で、この金額、高額であれば皆さんがわかったわけです。ところが、皆さんは知らないわけです、資料にないんだから。そういうことなんです。そういうこと、もし新しい仕組みで変わっているなら、今度庁舎も新しくなったことだし、壺番館で、あの辺みんな合体したんだから、そういうことの遺漏のないようにしてほしい。全部が出てくるような形でなければ議論もできないし、何もわからないんです。そういう仕組みがやはりこの役所の中にちょっと足りないのではないのか。私が思うのはそういうことなんです。一つのことでも今騒がせていることは、私にはわかりません、どういうことか。ただ一つ言えるのは、役所の資料がある種完璧でないということです。これはわかりますよと。それをある種完璧にしていくよう

な、どこから言われても大丈夫なようにしていただきたいんです。そうでないと、我々も役所をやはり非難しなければならないようなことになってくるわけです。一つ一つがそういうことだと思います。きちんと仕上げ、きちんと答えていただきたいんです。こうだろまでは困るわけです、はっきり申し上げれば。資料は1回出たら、その資料を守るしかないんです。その都度変えるようでは、腹を疑われます。そういうことが大事だと思います。やはり我々は、資料を見て話します。その資料に瑕疵があったりしたら困るわけです。そういうことだけは大事にさせていただく。それで、今回の質問を終わります。どうも。

○鎌田副委員長 内形副市長。

○内形副市長 田中委員のほうからは資料の作り方について、先ほど私答弁させていただきました。今後とも議員各位にはわかりやすいような資料づくりに心がけていくということでお答え申し上げました。今、田中委員が語るお話いただきました。この件に関しましては、6月10日の資料で本編の31ページで、この違い等につきましては、表現の違い等につきましてはご説明申し上げさせていただいたところであります。それで、今お話あった一次仮置き場とか12億幾らと、そういった部分については、財政課長申し上げましたとおり、通常の決算資料でありますならば、震災瓦れきの処理と、あと一般の清掃の部分が重なっていますのでなかなかわかりにくいのです。この間の6月10日で、31ページで、このようにわかるように資料を提出させていただいたところあります。そして、今回再度のご指摘いただきました。今後ともそういったような委員知りたい部分あるいはわかってもらいたい部分については、我々通常の形にとらわれずに、かといって改めて変えるわけにはいきませんので、対比してわかりやすいように資料づくりしてまいりたいと思いますのでご理解をいただきたいと思っております。以上であります。

○鎌田副委員長 ほかにご発言はございませんか。伊勢委員。

○伊勢委員 先ほど副市長のほうから災害復旧連絡協議会の関係で、平成23年、24年の予算執行、そして6月25日には執行部として外部監査も含めてすべて報告するということですが、これは当然これまでの2カ年間の災害復旧連絡協議会のすべてが網羅されるのかなと思っております、これは資料請求として求めていきたいと思っておりますが、当局の見解をお聞きします。

○鎌田副委員長 資料請求は後から時間とってあります。よろしいですか。

では、発言がなければ、本日の質疑についてはこれまでとしたいと思っておりますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田副委員長 ご異議なしと認め、本日の質疑はこれにて終了いたします。

委員各位に申し上げます。付議事件2東日本大震災に係る災害廃棄物処理の委託状況について、資料の追加要求がありましたらご発言願います。伊勢委員。

○伊勢委員 失礼しました。質疑終了後ということですね。

先ほど副市長のほうから回答がありました平成23年、24年の災害復旧連絡協議会、6月25日でしょうか、外部監査も含めてすべて報告するということですので、その件での資料請求を求めたいと思います。

○鎌田副委員長 ほかにご発言ありませんか。菊地委員。

○菊地委員 新生クラブでは、平成24年11月20日の協議会のデジタルの録音テープと、あとその要旨を出してほしいということをお願いします。

○鎌田副委員長 ほかにご発言はございますか。田中委員。

○田中委員 さいせいクラブで、被災建物等解体運搬事業委託の24-0001661号、2号、3号の、先ほど申し上げた書類一式と、これが旧ふみやの建物なのかどうかの確認をお願いしたいんですけれども。

それから、旧太田屋でアンバービルという本塩釜駅前ビルの建物の資料、両方を先ほどいただいた1から7ですか、業務フローに従った資料をいただきたいんです。よろしく願いいたします。

○鎌田副委員長 ただいま要求のありました資料について、市当局において確認をお願いいたします。内形副市長。

○内形副市長 まず、伊勢委員から旧復旧連絡協議会の平成23、24年の清算書の資料要求ございました。まだ我々としても、まず情報として開かれるということで伺っておりますので、我々手にするかどうか、もちろん我々としてはいただきたいということで要請はしますけれども、我々入手しましたら、出せる状況でありましたら提出させていただきたいと思います。

また、菊地委員のほうから平成24年11月20日の産業建設常任協議会の議事録、デジタル化されたものということでお話いただきましたが、我々としてはそういったデジタル化した議事録というのはとっていませんので、これについては事務局のほうにも確認した上で、もし提出、とってあるならば、我々として入手できるならば提出したいと思います。少なくとも今の時点で我々は持ち合わせておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

また、さいせい、田中委員のほうからは、今ちょっと数字メモできませんでしたが、ふみや解体の案件とアンバービルの解体、これを起工伺いから支出命令までのフローチャートに従った起案書等につきまして要求ありました。これについてはお応えしてまいりたいと思います。

なお、これらについての資料提出につきましては、次回の委員会の2日前までには提出したいなと思います。以上であります。

○鎌田副委員長 お諮りいたします。資料については、ただいま市当局から回答のありました内容で要求することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田副委員長 ご異議なしと認め、さよう取り計らうように決定いたしました。

なお、前回ご要望がありました参考人の招致につきましては、今後検討を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

次に、委員会の中間報告についてお諮りいたします。今期定例会の最終日において、これまでの本委員会の活動経過などについて中間報告を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田副委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、中間報告案文の作成につきましては、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田副委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本日の会議は終了いたします。お疲れさまでした。

午後 2時54分 閉会

---

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長 志賀勝利